

# 近世名古屋の町人地と家屋敷所持

——橘町裏町を事例に——

松本 日菜子

はじめに

一 使用史料について

二 名古屋城下の成立と橘町裏町

(一) 名古屋城下の成立と発展

(二) 橘町裏町

三 享和三年「書上留メ帳」にみる橘町裏町の居住者

(一) 町内の居住者

(二) 宿屋

四 「橘町裏町家並間口裏行之帳」にみる家屋敷所持

(一) 橘町裏町における家屋敷所持者の変遷と地価

(二) 家屋敷所持者の家屋敷入手要因・手放した要因

(三) 女性による家屋敷所持の具体例

(四) 女性家屋敷所持者の推移

おわりに

はじめに

本稿は、名古屋町方における家屋敷所持状況を調査し、名古屋の町人社会の一端を明らかにすることを目的としている。名古屋は、御三家筆頭である尾張藩の城下町である。明治十二年（一八七九）の城下町人口は、一万人とされ、三都を除いた城下町で一〇万人を超えるのは名古屋と金沢だけであった。<sup>(2)</sup> 遷府前後の名古屋の城下町形成について研究した茨志麻氏は、「御三家筆頭、約六二万石の尾張徳川家の大城下町でありながら、都市史の観点からの名古屋城下町研究は、商人史研究を除き、今日までほとんどなされてきていない」と一九九〇年代までの研究状況を問題視しているが、それから三〇年近く経った現在でも城下町名古屋を取り巻く研究状況はそれほど変わっていない。

近世都市史研究は、江戸<sup>(4)</sup>・大坂<sup>(5)</sup>・京都<sup>(6)</sup>をフィールドとしたものが多く、分析の対象が三都に集中している。<sup>(7)</sup> だが、それら三都研究で培われた研究

蓄積が名古屋の城下町研究に反映されているとはいまだ言い難い状況にある。また、近年では、「尾張藩社会」をテーマとした研究が精力的に行われているが、名古屋城下を対象とした都市研究は藩政史や村落史と比べてかなり少ない<sup>(8)</sup>のが現状である。

名古屋城下では、「家並帳」と呼ばれる土地台帳によって家屋敷の所持者が把握された。家並帳は、各町の町代が定期的に作成し町方役所(町奉行所)へ提出されたが、町代のもとでも家並帳が管理され家屋敷の所持者に変更があれば加筆修正された。

家並帳は、家屋敷の大きさ、役数、所持者等の情報を記載している。そのような史料の性質を生かして、様々な研究が行われてきた。水谷盛光氏は、名古屋福井町の家並帳「福井町家並帳」を用いて、名古屋城下の町割の検討を行い、名古屋の碁盤割が田舎間でなく京間五〇間四方であったことを明らかにした<sup>(9)</sup>。林董一氏は、「橘町裏町家並帳」等の史料から名古屋町方において家屋敷を基準に課された諸公租の検討を行った<sup>(10)</sup>。種田祐司氏は、「茶屋町壱町之家数之覚」や伊藤次郎左衛門家資料に残された家屋敷売買の証文を利用し、名古屋茶屋町における伊藤屋本店の家屋敷拡大の過程を整理した<sup>(11)</sup>。また、林順子氏は、名古屋京町の家並帳「京町東西家並程」を利用し、家屋敷所持者の変化から、京町における葉種業発展の過程を分析した<sup>(12)</sup>。

なかでも早川秋子氏は、家並帳を土地法、租税法、戸籍法といった法制史の視点から分析し、東海地域の家並帳の整理を行っている<sup>(13)</sup>。同氏は、その著書のなかで名古屋橘町裏町の家並帳四冊を用いて身分・性別・年齢等、家屋敷所持者の特徴を検討した。しかし、家屋敷所持者の社会的属性に重点を置いているため、所持者の変遷については「所有者の変更記載は考慮

しない」とし、詳細な分析を行っていない。よって、早川氏が指摘した女性の家屋敷所持者数も実態と異なる結果であると推察される<sup>(14)</sup>。

以上、先行研究では様々な角度から家並帳の分析がされてきたことを確認した。家屋敷所持に関する研究では、種田氏が特定の家による所持状況、林順子氏が特定の業種による所持状況の検討を行ったが、個別町における家屋敷所持者の実態に注目した研究は管見の限り存在しない。そこで、本稿では、城下町名古屋の都市構造を解明するための足掛かりとして、名古屋橘町裏町を事例に名古屋城下における個別町の具体像を探っていく。具体的には、橘町裏町という町の特徴を検討した上で、早川氏が分析を行わなかった家屋敷所持者の変更記載に基づいて家屋敷所持の実態に迫る。また、名古屋町人を事例に女性の家屋敷所持を調査してきた筆者の関心<sup>(15)</sup>から、橘町裏町における女性の家屋敷所持も再検討する。第一章では「橘町裏町家並間口裏行之帳」をはじめとする橘町裏町で作成された文書を紹介し、第二章・第三章では町の特徴を立地や居住者の特徴から説明する。それらを踏まえ、第四章では「橘町裏町家並間口裏行之帳」等、橘町裏町の家並帳を用いて橘町裏町における家屋敷所持の傾向を指摘する。

## 一 使用史料について

### 「家並帳」の概要

家並帳は、町内の家屋敷(家屋と地面)の所持者を把握するために作成された土地台帳である。町では、家屋敷が課税対象であり、町役銀は家屋の表間口、人足歩割は家屋の軒数によって負担額が決定した<sup>(16)</sup>。そのため、家並帳には、家屋敷ごとに所持者・表間口裏行の間数・軒数・鍵数などが記

された。<sup>(17)</sup>寛政元年（一七八九）に作成された橘町裏町の家並帳には、「右之通御役所へ差上申候」とあり、町方役所（町奉行所）にも提出されていたことがうかがえる。<sup>(18)</sup>名古屋城下では、福井町、京町、朝日町など複数の家並帳が現存しているが、本稿では、名古屋橘町裏町の家並帳を主な史料として利用した。<sup>(19)</sup>

以下では、名古屋橘町裏町の家並帳および関連史料を紹介する。なお、①～⑥の史料は、橘町裏町の町代をつとめた木瓜屋（阿部）善藏家で作成され伝来した、出所を同じくする史料である。①～⑦の史料は、現在、徳川林政史研究所が所蔵している。

### ・家並帳

①享保二十年乙卯正月「橘町裏町家並間口裏行之帳」（徳川林政史研究所収集史料四三三六）

「橘町裏町家並間口裏行之帳」は橘町裏町の家並帳で、「町代善藏」によって作成された。同史料は、享保二〇年（一七三五）に作成された「橘町裏町家並間口裏行之帳」と天明九年（一七八九）に作成された「橘町裏町家並間口裏行之帳」の合冊となっている。寸法は、タテ二四・九cm×ヨコ一七・二cmの縦帳<sup>(20)</sup>で、柿渋縞の表紙を付けて装丁し直されている。中表紙には「蓬左文庫」の蔵書印がある。なお、史料の翻刻が『新修名古屋市史資料編 近世二』に掲載されている。<sup>(21)</sup>

### 【史料一】

一、①表五間 裏拾六間

②伊右衛門

①牛込源次郎

②勘左衛門

近世名古屋の町人地と家屋敷所持

②後家  
「牛込源次郎」

享保十四年酉四月三日、金廿兩次郎兵衛之伊右衛門買

寛延二年巳五月、父伊右衛門之徳田亀之助へ譲

宝暦三年酉十二月十七日、金拾壹兩式分徳田亀之助之林与市右衛門買

門買

宝暦十一年巳九月、与市右衛門之代金九兩富田清蔵買

宝暦十四申二月十六日二九兩、清蔵之勘左衛門買

明和五年子六月廿三日、勘左衛門之女房譲り

同六年丑十一月十日二九兩二牛込源二郎買

一、表間口五間 裏拾七間式尺

①牛右衛門  
「勘左衛門」

七左衛門

後家

②牛込源次郎

「牛込源次郎」

（中略）

一、表間口 裏拾七間三尺

②善藏  
「善右衛門」

享保十三年申七月四日、自楽之従弟見徳へ譲

同十五年戌十月、金六兩式分焼地、見徳之善蔵買

宝暦十一年巳正月廿三日、善蔵之伴善右衛門へ譲ル

享保期家並帳（以下、各家並帳の作成年に基づき〇〇期家並帳と表記する）の一

部を抜き出したのが【史料一】である。このように家並帳では、一筆ごとに表間口・裏行【史料一—①】、所持者名【史料一—②】が記載される。

享保期家並帳では、所持者が変更された場合、貼紙で新しい所持者名を書き加え、所持者が変更された年月日および変更理由がその隣に列記された。所持者の情報は、家並帳を作成した享保二〇年までの変更だけでなく、享保二〇年以降も所持者の情報に変化があれば家並帳に加筆がされた。そのため、長いものだと享保六年（一七二二）から明和九年（一七七二）まで約五〇年間の所持者の変遷を読み取ることが可能となっている。

②天明九年己酉正月中旬改「橘町裏町家並間口裏行之帳」（徳川林政史研究所収集史料四三三六）

天明期家並帳は、天明九年（一七八九）に「町代善蔵」によって作成された。現在は、前述の享保期家並帳と合冊されているが、元々は別の冊子であったと推測される。天明期家並帳から【史料一】と同じ家屋敷の記載内容を抜き出したのが【史料二】である。

【史料二】

一、間口五間

裏行拾七間五尺、鍵三ツ、忝軒役

内忝ツ裏家

文化元年子五月十六日、代金九拾両ニ貞四郎買

一、間口五間

裏行拾七間式尺、鍵式ツ、忝軒役

貞四郎  
権蔵  
清兵衛  
同人

寛政三年亥正月廿九日、忝権蔵江清兵衛より譲

寛政年中ニ橘裏江引越シ町代役勤、  
是迄五代ニ成

一、間口五間

裏行拾七間三尺、鍵式ツ、忝軒役<sup>(23)</sup>

町代善蔵

右の通り天明期家並帳は、帳面へ直接加筆することで所持者名が修正されている。年月日や変更理由に関する記述は、すべての家屋敷で確認できる訳ではなく、家屋敷ごとで得られる情報に差異がある。なお、天明期家並帳が作成された一か月後の寛政元年二月にも家並帳が作成されている（詳しくは後述する）。天明期家並帳は、寛政期家並帳と比較すると六カ所の家屋敷が抜けており、書写や綴り直し等の際に落丁したと考えられる。

③寛政元年己酉二月廿四日「橘町裏町家並御改帳」（徳川林政史研究所収集史料四三三八）

【史料三】

西側

忝軒役

一、間口間五<sup>二一</sup>

裏行拾六間五尺

山崎屋清兵衛

但、此鍵式ツ

裏家忝ツ

忝軒役

一、間口五間

裏行拾七間式尺

同人

但、此鍵式ツ

西側

沓軒役

一、間口五間

裏行十七間三尺

但、此鍵式ツ<sup>(24)</sup>

木瓜屋善藏

寛政期家並帳は、「御役所」つまり町方役所(町奉行所)に提出した家並帳の写である。前述の天明期家並帳が作成された約一か月後の寛政元年(一七八九)二月に作成・提出された。右の通り、同史料では所持者情報の書き替えはされていない。

④ 文政二年卯四月「橘町裏町家並帳」(徳川林政史研究所収集史料四三三七)

【史料四】

沓軒役

一、表間口五間

裏行十六間五尺

但、鍵三ツ、内沓ツ裏家沓ヶ所

棟沓ツ

上七間町うた扣

沓軒役

一、表間口五間

裏行拾七間式尺

但、鍵式ツ、棟沓ツ、当時沓棟

同人控

近世名古屋の町人地と家屋敷所持

沓軒役

一、表間口五間

裏行十七間三尺

但、鍵式ツ、棟沓ツ<sup>(25)</sup>

又右衛門宅

文政期家並帳は、文政二年(一八一九)に「町代善藏」によって作成された家並帳である。引用箇所では修正がみられないが、例えば「一、表間五間・裏行十八間沓尺、茶屋町<sup>や</sup>けい<sup>扣</sup>」というように文政期家並帳も天明期家並帳と同様、帳面に新しい所持者の名前が直接加筆されている。しかし、加筆は基本的に所持者名のみで、所持者が変更された年月日や変更理由の記載はない。

・関連史料

⑤ 享和三年癸亥正月吉日「書上留メ帳」(徳川林政史研究所収集史料四三四七)

この史料は、享和三年(一八〇三)に「橘町裏町年寄阿部善藏」によって作成された。町代から町方役所(町奉行所)に提出した文書を書き留めたものだと考えられる。「書上留メ帳」の記載内容をまとめたのが【表1】である。引越や他出・帰着、渡世に関わる願出、窃盗被害に関する届出、明借屋の届出など、町内居住者の生活に関わる内容が主である。

⑥ 文化四年卯正月改「橘町裏町家質留帳」(徳川林政史研究所収集史料四三三九)

この史料は、町内の家屋敷の家質に関する留帳である。①と同様に文化四年(一八〇七)正月作成の冊子と天保八年(一八三七)一二月作成の冊子、嘉永四年(一八五二)正月作成の冊子の三冊が合冊されている。文化四年のものには「町代善藏」によって作成され、天保八年と嘉永四年のものは「町代

善七郎」によって作成された。文化四年家質留帳では、安永二年（一七七三）から文化一二年に交わされた家質が記録されている。天保八年家質留帳では天保八年から嘉永三年まで、嘉永四年家質留帳では天保一〇年から慶応四年（一八六八）までに交わされた家質について記録され、一部内容が重複している。

⑦「享保以降橘町文書」〔尾張国名古屋史料二二〕

この史料は、橘町・橘町裏町で作成・授受された証文類の綴りである。内容は、芝居興行に関する願書や家質証文が多く、作成や宛先には「橘町裏町丁代善蔵」をはじめ橘町裏町の関係者が確認できる。そのため、前述の冊子類と出所が同じである可能性が極めて高い。

前述の通り、町代のもとで管理された家並帳からは、所持者が変更される度に内容の書き替えが行われたことが確認できる。しかし、文政期家並帳では所持者の名前のみが修正され、所持者が変更された年月日や変更の理由は記されておらず、家並帳の作成者ごとに記載内容のばらつきがあったことが分かる。別の町で作成された家並帳を確認すると、京町では所持者の死亡による譲渡の場合に「相果」と明記されていたり、朝日町では家屋敷に関わる願出をした際の町奉行所からの申渡状が添付されていたりと、家並帳によって記載内容が異なる。つまり、名古屋の家並帳は、内容が統一されている訳ではなく、町ごと・作成者ごとに微妙に差異が生じるようなものであったと言える。

このように名古屋城下でも家並帳ごとに差があることは否めないが、家並帳と同様に土地台帳として江戸や大坂で作成された水帳と比較しても違

いがみられる。表間口・裏行、役数、所持者名に加え、代判や家守についても記載された大坂<sup>28</sup>、表間口・裏行、坪数、所持者名に加え、後見人や所持者の年齢まで記載がある江戸の水帳（屋敷録）<sup>29</sup>と比べて、名古屋の家並帳は簡易的といえる。特に名古屋の家並帳が江戸・大坂の水帳と大きく異なる点は、家屋敷所持者の印がないことである。片倉比佐子氏によれば、江戸の水帳は名主の家で管理され、沽券状の受け渡しの際に「水帳に記載し、新規地主が印を押しした」<sup>30</sup>。これらの点を踏まえると、名古屋の家並帳は、町代の手元で家屋敷所持者を確認する手控えのような性格が強いと考えられる。

以上のように名古屋の家並帳は内容が限定的であり、管理の目的にも違いがあると考えられる。しかし、町代が家屋敷の所持者を把握するため、作成後も加筆しながら管理してきたことは確かである。橘町裏町の家並帳は、前の所持者名の上に貼紙が貼られ、捲れないようになっていたものが多数あり、以前の記録を参照するためというより、むしろ、現時点の所持者の把握を重視するような形式となっている。また、売買は勿論、同じ家の者への譲渡であっても所持者に変更があれば加筆がされた。つまり、家屋敷所持者個人の把握が重視されていたのである。以上を踏まえ、本稿では、「人」に注目し家並帳を分析することで、町における家屋敷所持の実態を検討していく。

## 二 名古屋城下の成立と橘町裏町

### (一) 名古屋城下の成立と発展

第二章では、本稿の分析フィールドとなる名古屋城下と橘町裏町について確認していく。名古屋城下の整備は、慶長一五年(一六一〇)から始まった。この年、徳川家康により地盤の弱い清須から名古屋へと遷府され、それに伴い清須城下町人を名古屋に転居させ城下町がつくられた。この清須から名古屋への転居は、俗に「清須越」と呼ばれる。茨志麻氏によれば、一七年に名古屋の検地町割が行われ、名古屋への本格的な移住は一八年になつてからのことであつた。<sup>(31)</sup>なお、『源敬様御代御記録』にも一八年の記事に「一、此年、名古屋越諸士・町人住居定」と確認できる。<sup>(32)</sup>

名古屋城下では、名古屋城内郭に重臣の屋敷、城の南側に碁盤の目状の町人地(碁盤割)、それらを囲むように中下級家臣の屋敷地や寺社地が配置されている【図1】。町人地の区画は、京間五〇間四方で両側町である。<sup>(33)</sup>

名古屋城下は、城下町の成立以降徐々に拡大していくが、城下町発展の画期となつたのは、享保期であつた。この時期には、周辺農村からの人口流入、七代藩主徳川宗春が採用した城下の拡張政策、碁盤割の南に位置する寺町の開発推進、周辺村々の城下町への編成などによって名古屋城下は都市的發展を遂げた。<sup>(34)</sup>享保一三年(一七二八)五月には、城下町に隣接する名古屋村・広井村・日置村・前津小林村・古渡村など一か村が城下町に編入され、居住民が町奉行の支配下に置かれることとなつた。<sup>(35)</sup>文政五年(一八二二)作成の『名古屋府城志』では、碁盤割の「町中」九七町、門前

近世名古屋の町人地と家屋敷所持

町四二町、町続き三七町の計一七六町を名古屋城下としている。幕末まで町中の数に変化はなかったが、門前町の増加や城下周辺村々の都市化は時代が下るにつれて進展した。<sup>(37)</sup>

また、七代藩主徳川宗春治世下では、禁止されていた家臣の芝居見物を許可し、遊郭も公認するなど、城下の活性化が図られた。享保一六年(一七三二)に西小路で遊郭の営業が許可されたのを契機に、富士見原・葛町でも遊郭が開業され、その後、城下や周辺の町々でも許可された。こうした城下の賑わいを背景に、京都の大丸屋、近江の松前屋など有力呉服商の名古屋への進出、呉服商の伊藤次郎左衛門家や米穀商の関戸五兵衛家といった名古屋の新興商人も成長を遂げ、享保期は名古屋城下の経済が発展した時期であつたと評価される。<sup>(38)</sup>



【図1】名古屋城下図

名古屋城下町調査実行委員会『18年度文化庁芸術拠点形成事業名古屋城下町復元プロジェクト報告書』より引用。適宜加工した。

【表2】18世紀中頃の小間高

橋町裏町小間高

年代	角地(両/間)	中屋敷(両/間)
1723～40	6.18両	3.26両
1741～60(焼地)	3.53両	
1741～60	7.33両	2.66両

京町小間高

年代	角地(両/間)	中屋敷(両/間)
1700～20	26両	
1721～40		
1741～60	12.59両	7.96両

※享保二十年乙卯正月「橋町裏町家並間口裏行之帳」(徳川林政史研究所収集史料4336)、宝暦四甲戌十月「京町東西家並榴」(『新修名古屋市史 資料編 近世2』掲載)を利用

## (二) 橋町裏町

つづいて橋町・橋町裏町について確認しておきたい。橋町は、町人地の中心部である碁盤割から本町通を南下した場所に位置していた【図1】。本町通は、名古屋城大手門から熱田へと至る道で、橋町には大木戸が置かれていた。同町は、寛文四年(一六六四)に二代藩主徳川光友の命によりつくられた町であり、千本松原を開拓した地に名古屋城下の古鉄古道具商を移転させ、古鉄古道具の専売権を認めたとする由緒がある。天保一五年(一七三〇)に刊行された『尾張名所図会』では、「橋町 もと千本松原といひて海道並木松の間に農商の家まはりにありしが、其うちに古道具古衣類等を売る者も有りしとぞ、寛文四年町つゞきの家並となし給ひ」と紹介される。

本稿の分析フィールドとなる橋町裏町は、橋町の東隣に位置し、周辺には西・東本願寺掛所や七ツ寺をはじめとする寺社も多く存在する【図1】。橋町裏町では、寛文四年「町内救助並繁栄」のため芝居地を設けることが

許可され、芝居小屋が置かれた。<sup>(40)</sup> 享保一七年(一七三二)〔元文元年(一七三六)〕には、近隣の西小路・富士見原・葛町に遊郭が置かれ、橋町裏町周辺は遊興地として賑わう地域であった。

享保期家並帳<sup>(41)</sup>によれば、橋町裏町の総間数は三七一間五尺二寸五分、享保二〇年(一七三五)の区画数は六九筆である。一筆あたりの表間口は一間から一五間五尺で他の町と同様に区々である。裏行の間数も四間二尺一寸六分から三〇間(二八間前後が多い)まで様々で統一性が無く、碁盤割の町で裏行が二〇間や一五間に統一されているのとは、対照的である。

さらに、享保期家並帳に記載された家屋敷の売買価格を用いて橋町裏町の小間高を算出すると、一七四一～一六〇年には、中屋敷二・六六両、角地が七・三三両であった【表2】。一方、名古屋城下の町人地でも中心地にあたる京町の同時期の小間高は中屋敷七・九六両、角地が一・二・五九両であった。<sup>(42)</sup> 比較すると、橋町裏町の小間高は、京町の半額あるいは半額以下であり、中心地と比べて地価も低いといえる。

ここまでの内容を整理すると、橋町裏町について次の特徴が指摘できる。橋町の成立は碁盤割の成立から約五〇年後の寛文四年であった。橋町裏町は、町人地の中心地である碁盤割から離れた場所にあり、城下町のメインストリートである本町通りから一筋東の通りにあった。両側町であるが、碁盤割の町と異なり裏行の間数に統一性はない。一八世紀中頃の小間高は、中心地の半額ほどで、地理的・経済的に場末として位置づけられる。さらに、橋町裏町の周辺には寺社が多く存在し、町内には芝居地もあった。特に享保期には近隣の西小路・富士見原・葛町で遊郭の営業が許可され賑わいを見せていた。以上のことから橋町裏町は、名古屋城下の場末で遊興地として栄えた地域であったことが指摘できる。

### 三 享和三年「書上留メ帳」にみる橘町裏町の居住者

#### (一) 町内の居住者

第三章では、橘町裏町の特徴を把握するため、これまであまり指摘されてこなかった町内居住者について検討する。第四章で使用する家並帳に記載されるのは、家屋敷所持者のみである。家屋敷所持者には不在地主もあり、家並帳から居住者の実態を具体的に示すことは難しい。そこで、享和三年(一八〇三)に作成された「書上留メ帳」<sup>(43)</sup>を用いることで、橘町裏町の居住者について若干の提示をしたい。

名古屋城下の町々について記述した史料として『那古野府城志(尾張御行記)』<sup>(44)</sup>と『金鱗九十九之塵』<sup>(45)</sup>があげられる。『那古野府城志』は、名古屋・尾張地域の地誌だが、橘町裏町に関する記述は、町の成立年や役銀の額、町内にある寺社について説明があるのみである。『金鱗九十九之塵』<sup>(46)</sup>では、橘町裏町の記載自体がみられない。『金鱗九十九之塵』は、名古屋市鶴舞中央図書館所蔵本<sup>(47)</sup>を底本として『名古屋叢書』に翻刻文が掲載されている。『名古屋叢書』の解説では、鶴舞本は、第七三〜八一巻が欠本となっていて、そこに橘町や広井辺りの記載があったのではないかと推測している。<sup>(48)</sup>

以上のように近世の橘町裏町に関しては、地誌をはじめとする史料上での記載は少なく、特に橘町裏町の居住者についてはあまり知られていない。町内居住者の生業については、橘町が成立した寛文四年(一六六四)に、城下の古鉄古道具商を転居させ専売権を認めており、古鉄古道具商が居住していたことは有名であるが、<sup>(49)</sup>その他の業種は、幕末期の両替商・紺屋以

外、明らかになっていない。<sup>(50)</sup>そこで、橘町裏町の居住者が何を生業としていたか、「書上留メ帳」から紐解いていく。

「書上留メ帳」には、引越や他出・帰着といった町内居住者の移動、窃盗の被害届や居住者の渡世に関わる願出等が記録されている【表1】。このうち、町方役所(町奉行所)へ上申された盗難の被害届から生業がうかがえるのは、次の三名である。

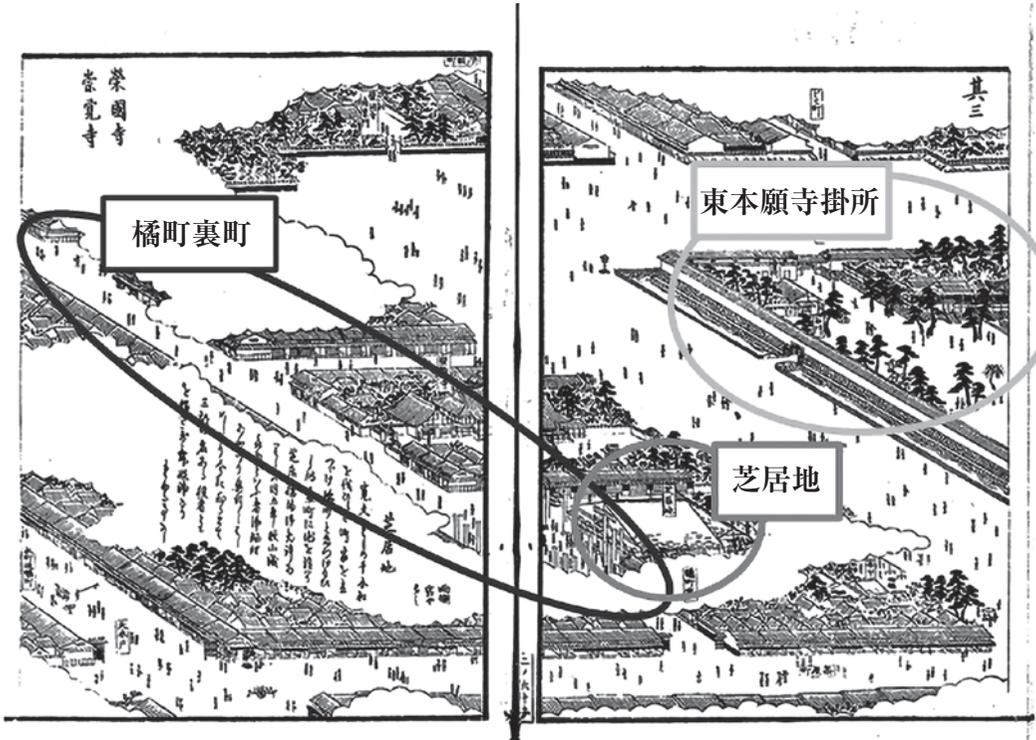
借屋人の中村屋源介は、閏正月二九日に商売道具を盗まれたと、町方役所(町奉行所)へ上申した【表1—No.9】。盗まれたのは包丁二丁・どんぶり一つ・「もろふた、うなぎ少々入」つまりうなぎの入ったもろ蓋で、中村屋源介がうなぎ屋を生業としていたことが分かる。七月朔日には、家持の道具屋甚右衛門が店先の脇差一腰を盗まれた旨【表1—No.27】、九月二八日には、家持の山崎屋清兵衛が堀川の川岸に置いていた薪を数度に渡り盗まれていた旨【表1—No.38】の上申がされている。

また、転業の願い出に関する上申もみられた。正月二八日には、俗医師をしていた泉幸二が医師をやめたいと願い出ており【表1—No.1】、彼がこの時まで橘町裏町で医師をしていたことになる。また、一月八日には、飴師をしている借屋人久助が「渡世難相成」という理由で甘酒商売を始めたいと願い出ている【表1—No.49】。

以上のように、橘町裏町には、古鉄・古道具商以外にも様々な職で生計を立てる居住者がいたことがうかがえる。

#### (二) 宿屋

さて、「書上留メ帳」には、橘町裏町に特徴的な生業もみられた。それ



【画像】『尾張名所図会 前編巻2 愛智郡』（国立国会図書館デジタルコレクションより引用、適宜加筆した。）

が宿屋である。

天保一五年（二八四四）刊行の『尾張名所図会』<sup>②</sup>には、人でにぎわう橘町裏町周辺の様子が描かれている【画像】。絵に付された解説文には、「芝居地 寛文のはじめ千本松を伐ひらき、町家を立つ、け橘町と名つけ給ひし時、裏町に地を給ハリ芝居操場御免許ありしかバ、同五年秋、山城喜内といふ者浄瑠璃あやつり興行しはしめしより今に至るまで、三都の名ある役者ともを招き、哥舞妓浄るりたゆることなし」とあり、芝居小屋が描かれている。さらに芝居地の説明の右側には「両側宿や多し」と、橘町裏町に宿屋があることが記載される。では、この宿屋に関する記事を「書上留メ帳」で確認してみよう。

【史料五】

① 覚

橘町裏町掛所通

桔梗屋半兵衛

右之者、今般清寿院御社地おゐて興行仕候芝居雑用宿仕度旨申聞候、依之御達申上候

六月六日

② 覚

市川武十郎

市川春吉

市川鉄五郎

中村伊太郎

大谷雛藏

右之者共夜前参着仕候而、橘町裏町懸所通桔梗屋半兵衛方ニ逗留仕候付、依之御達申上候、以上

近世名古屋の町人地と家屋敷所持

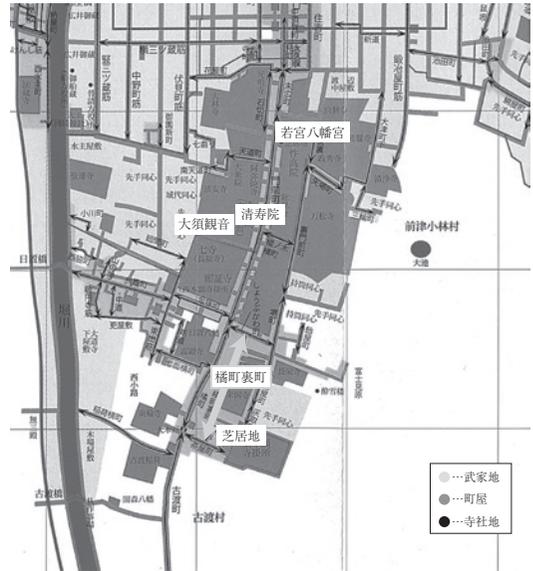
中寫勘左衛門  
 岩井哥きく  
 瀬川森蔵  
 中山理相  
 子使中村梅吉  
 はやし方  
 市川幸右衛門  
 嵐 権九郎  
 富士田伝九郎  
 小林利平  
 嵐 金平  
 浄瑠理  
 竹本炎太夫  
 三味線  
 野沢三平  
 作者  
 並木国十郎  
 口上  
 鳥羽谷豊蔵  
 頭取  
 市川文五郎  
 〆廿人

【表3】芝居雑用宿、宿屋・宿泊者一覧

日付	宿屋	宿泊者	興行場所/内容	逗留期間
亥3月4日	菰野屋勘兵衛	中村文蔵、他6名	大須寺内/芝居	3月8日～
3月4日	桔梗屋半兵衛	中村彦蔵、他9名	大須寺内/芝居	3月8日～
6月6日	桔梗屋半兵衛	中村武十郎、他19名	清寿院社地/芝居	6月8日～26日
8月5日	稲葉屋清八	子供役者中山音松、他13名	若宮社地/竹田芝居	8月6日～*(1)
8月5日	桔梗屋半兵衛	太夫常盤津文字太夫、他2名	若宮社地	8月24日～9月20日
	桔梗屋半兵衛	芝居囃子方助染川糸三郎	若宮社地/芝居	9月8日～9月20日
9月20日	菰野屋勘兵衛	太夫常盤津文字太夫、他2名	若宮社地	9月20日～
9月20日	菰野屋勘兵衛	芝居囃子方助染川糸三郎	若宮社地/芝居	9月20日～
10月3日	稲葉屋清八	浄瑠理語常盤津源氏太夫	若宮社地/芝居	10月3日～
11月1日			橘町芝居地/芝居	～11月1日
11月3日	桔梗屋半兵衛	子供役者中村助三	若宮/芝居	11月3日～
子1月8日	菰野屋勘兵衛		清寿院社地/竹田からくり	

※享和三年癸亥正月吉日「書上留メ帳」(徳川林政史研究所収集史料4347)をもとに作成。

※\*(1) 8月18日に病気を理由に作者中山菊助が立出、10月2日に子供中山富士松、他2名が立出、10月17日に子供役者中山音松、他4名が立出。



【図2】橋町裏町周辺図  
名古屋城下町調査実行委員会『18年度文化庁芸術拠点形成事業名古屋城下町復元プロジェクト報告書』より引用。適宜加工した。

六月八日

同廿六日出立達<sup>(53)</sup>

【史料五―①】は、六月六日、橋町裏町に居住し宿屋を営んでいた桔梗屋半兵衛が、名古屋門前町にある清寿院で行われる芝居興行の雑用宿をとめたいと、町方役所(町奉行所)に願出た際の願書である。そして、この願いは許可されたようで、②にあるように、六月八日には、役者やお囃子方など総勢二〇名が桔梗屋半兵衛方に逗留する旨を届け出ている。

こうした芝居興行の雑用宿願は、「書上留メ帳」に記載がある享和三年正月二八日(同四年正月八日)の約一年間で二二件確認できる【表3】。芝居雑用宿をとめた宿屋は、【史料五】の桔梗屋半兵衛のほか、稲葉屋清八・孤野屋勘兵衛の名前がみられた。興行場所には、「大須御寺内」「若宮御社地」「清寿院御社地」「橋町芝居地」が確認でき、芝居地があった大須

観音(真福寺)・若宮八幡宮・清寿院・橋町裏町で興行が行われた際に役者らが止宿していた。これらの芝居地は、橋町裏町の近隣に位置している【図2】。

つまり、周辺に芝居地が点在する橋町裏町の地理的特徴から、芝居・浄瑠璃などの演者の宿泊先となった宿屋があったと指摘できる。また、町内には、芝居での弁当販売など芝居興行に関わる業種に就く者もいたようで、九月二〇日には、芝居弁当商いを生業とする和泉屋甚吉が七月中に商売道具を盗まれた旨を上申している【表1―No.35】。また、十一月一三日には次のような願書が出された。

【史料六】

乍恐奉願上候御事

東懸所通

宿屋中

一、東掛所講報之恩之節、在々之者共相参詣多ク御座候処、朝時参詣罷越候、  
 ■未夜も明不申候得は泊り人宿を取違へ、考人等ハ甚難決仕候、  
 付而は往来水溜り等も有之節ハ猶更諸人難儀仕候、夫二付軒外二挑灯家毎二差出■申候ハ、目印二相成可申候と奉存候、尤、火之元之儀は鹿抹仕間敷候、此段御聞濟被■下置候様、一統奉願上候、  
 右願之通被仰付被下置候ハ、難有仕合奉存候、以上  
 十一月十三日<sup>(54)</sup>

右の史料では、「報恩講」の際、東本願寺掛所への参拝者が宿泊していたが、参詣が早朝であり、宿泊者が宿を間違えたり、往来に水溜まり等があると参詣者が難儀するため、目印となる提灯を家々の軒外に設置したいと、「東懸所通宿屋中」が願出ている。「報恩講」とは、真宗の宗祖親鸞

への報恩のために行う法会のことであり一月に執り行われる真宗最大の年中行事である。<sup>(56)</sup> 本史料も一月三日に出されており、東本願寺掛所へ参詣者が集まる時期で宿もにぎわっていたのだろう。このように、周辺が寺社地であるという特徴から、橘町裏町では宿屋の客として寺社の参拝者も存在した。

さらに「享保以降橘町文書」には、次のような史料もみられる。

#### 【史料七】

乍恐奉願上候御事

一、橘町裏町之内掛所通ハ、先年〆御領内近国参詣之者宿仕、見世ニ而煮売茶屋を仕、渡世送り申候処、困窮之上近年両度類焼ニ逢、難取統迷惑ニ奉存候、此度御国御繁昌ニ付他所〆も参詣数多御座候、殊ニ所々見物事多御座候ニ付、逗留仕候者も可在御座与奉存候、当町之義ハ煮売茶屋之義ニ御座候ニ付、飯売女吉軒ニ二三人程ツ、差置、鳴物等被為遊 御免、外ニ町家之内ニ而軽キ小芝居一ヶ所、右両用被為 仰付被下置候様ニ奉願上候、左候得ハ賑ニ付商売も別而繁昌可仕与奉存候、畏々御慈悲ニ被為聞召分被為 仰付被下置候様ニ奉願上候、

右之通、橘町裏町之者共奉願上候、被為 仰付被下候へハ他所者等も多入込益繁昌可仕と奉存候、被為遊 御免被下置候ハ、難有可奉存候、以上

亥八月

町代 源助

同 善蔵<sup>(57)</sup>

右の史料は、年不詳であるが、橘町裏町の町内の様子が読み取れる。この願書は、宿屋一軒につき二〜三人ずつ飯売女を置きたい旨を願い出る内

近世名古屋の町人地と家屋敷所持

容となつてゐる。願書の冒頭には、「橘町裏町之内掛所通ハ、先年〆御領内近国参詣之者宿仕、見世ニ而煮売茶屋を仕、渡世送り申候」とあり、掛所通り沿いの宿屋では、寺社参詣者の宿をしつつ店先で煮売茶屋を営んでいたことが分かる。この願いの内容が許可されたかは定かではないが、宿屋は飯盛女を置き遊女屋まがいの商売を行おうとしていた。これも既に述べた橘町裏町の遊興地としての特徴をよく示していると言えよう。

以上、第三章では、「書上留メ帳」を素材に橘町裏町の居住者の生業について検討した。これまで、橘町裏町の居住者についてあまり知られていなかったが、「書上留メ帳」では、従来言われてきた古鉄・古道具商以外にもうなぎ売りや甘酒売り、宿屋や芝居興行での弁当販売といった生業の者がみられた。特に宿屋は、東本願寺掛所をはじめとする寺社への参詣者、役者やお囃子方といった興行関係者の宿泊が確認でき、周辺に寺社地や芝居地のある橘町裏町の立地を生かした商業経営がなされていたと指摘できる。さらに宿屋は煮売茶屋も兼ね、宿に飯盛女を置く許可を願い出るなど、橘町裏町の遊興地としての特徴も居住者の生業から確認できる。

#### 四 「橘町裏町家並間口裏行之帳」にみる家屋敷所持

(一) 橘町裏町における家屋敷所持者の変遷と地価

第三章では、橘町裏町に様々な生業の者が居住し、宿屋に特徴的なように町の立地を生かした商いが営まれていたことを確認した。これを踏まえ第四章では、橘町裏町で作成された家並帳「橘町裏町家並間口裏行之帳」から橘町裏町における家屋敷所持について分析する。

享保期家並帳が作成された享保二〇年（一七三五）時点の町内の家屋敷数は、六九筆であった。その後、元文五年（一七四〇）には七十二筆、宝暦一〇年（一七六〇）には七六筆に増加し、家屋敷の切り売りが行われるほどに売買・譲渡が盛んであったことが想像できる。享保期家並帳では、享保期（明和期までの約五〇年間の家屋敷所持者の変化を辿ることが可能である。そこでまず、家屋敷売買・譲渡の様子を家並帳から確認してみたい。

【史料八―①】

前一、表拾間 裏拾四間 壹尺五寸

吉左衛門  
「米や吉左衛門」  
吉左衛門  
「米や吉左衛門」

享保十年巳九月廿二日、金四拾八両ニ池戸武兵衛分吉左衛門買  
延享四年卯四月、父相果候ニ付、悴吉左衛門へ名共ニ譲  
宝暦三年酉六月廿日、父吉左衛門相果候ニ付、悴万之助へ名共ニ譲り申候

宝暦九年卯三月四日、吉左衛門分祖母寿泉へ譲ル  
宝暦十三年未二月寿泉分婿吉左衛門へ譲

【史料八―②】

一、間口拾間

裏行拾四間 壹尺五寸

吉左衛門「後家」  
（加筆）

ぬい

寛政八年辰十二月廿一日、ぬい持分ニ御座候処、相果て申候付、  
聲吉左衛門へ譲り申候

享保期家並帳【史料八―①】では、享保一〇年（一七二五）九月二二日に

池戸武兵衛から吉左衛門が家屋敷を金四八両で購入し、悴吉左衛門↓悴万

之助（吉左衛門）↓祖母寿泉へ、宝暦一三年（一七六三）二月には、寿泉から婿吉左衛門へと譲渡され、五代にわたり四〇年近く吉左衛門家所持されたことが読み取れる。さらに天明期家並帳【史料八―②】をみると、吉左衛門から後家ぬい、さらに寛政八年（一七九六）二月にはぬいから婿吉左衛門へ譲渡されており、天明期家並帳の記述も合わせると、吉左衛門家で七〇年以上この家屋敷が所持され続けていたことが判明する。

一方で、売買が繰り返された家屋敷も存在する。

【史料九】

一、表三間 裏拾七間 壹尺

又三郎  
「日置村与平」  
「日置村与平」

享保十三年申四月十二日、焼地金三両壹分伊兵衛分七左衛門母買  
同十七年子五月十日、金拾三両貳分七左衛門母分又三郎買  
寛保元年酉六月四日、代金十九両ニ又三郎分宮町清六買  
延享二年丑六月七日、金拾両ニ「清六」藤助買

宝暦五年亥三月十九日、金拾壹両ニ日置村忠蔵買、但流家  
宝暦六年子五月七日、金九両ニ忠兵衛分伝兵衛買

明和元年申十二月「一日」、伝兵衛分五両三分ニ与平買

【史料九】の家屋敷では、購入後一〇年以内に売却され、所持者の移動が活発であった。それぞれの取引で家屋敷の売買価格について記載があり、金三両壹分↓金一三両二分↓金一九両↓金一〇両↓金一一両↓金九両↓金五両三分と売買価格に変化がみられる。

右のような家並帳に記載された売買価格の情報を利用して、橘町裏町の地価を調査した。橘町裏町の土地価格の変化は、享保期家並帳・天明期家

【表4】小間高の年代変化

橘町裏町小間高

年代	角地(両/間)	中屋敷(両/間)
1723～40	6.18両	3.26両
1741～60(焼地)	3.53両	
1741～60	7.33両	2.66両
1761～80	9.63両	2.32両
1781～1800		7.45両
1801～20		13.5両
1821～40	12.57両	18.2両

京町小間高

年代	角地(両/間)	中屋敷(両/間)
1700～20	26両	
1721～40		
1741～60	12.59両	7.96両
1761～80		6.67両
1781～1800		24.43両
1801～20	30.33両	17.11両
1821～40		29.74両
1841～60	50両	
1861～80		21.5両

※享保二十年乙卯正月「橘町裏町家並間口裏行之帳」(徳川林政史研究所収集史料4336)、宝暦四甲戌十月「京町東西家並榴」(『新修名古屋市史 資料編 近世2』掲載)を利用。

並帳・文政期家並帳の三冊の家並帳を用いて、角地および中屋敷それぞれの小間高の平均値から算出した。中屋敷については、天明期家並帳・文政期家並帳に売却額の記載がある家屋敷をサンプルとして抽出し分析に用いた。なお、家並帳では売買の際にのみ家屋敷の価格が記載されるため、沽券図のように同時期、およびすべての家屋敷で小間高の情報が得られる訳ではないことを付言しておく。

では、町内における地価の年代推移をみてみよう。角地・中屋敷の小間高の平均値を表にしたのが【表4】である。【表4】から、橘町裏町の地価は基本的に時代が下るにつれて上昇傾向にあったことがうかがえる。

一七四一～八〇年にかけては、角地の小間高は上昇しているが、中屋敷の地価は下落している。当該期は、七代藩主徳川宗春が元文四年(一七三九)に隠居謹慎を命じられ、八代藩主となった徳川宗勝が宗春の積極政策を否定し藩の政策が大きく転換した時期にあたる。この政策の転換により、宗春治世下で営業を許可された遊郭は閉鎖され、芝居も全面禁止となる。名古屋城下での芝居興行は、寛延三年(一七五〇)以降、再開と中止を繰り返しながら徐々に再開され、享和元年(一八〇一)には橘町裏町の芝居小屋が再建される<sup>(6)</sup>。橘町裏町における地価の下落には、このような社会状況の影響があったと考えられる。その後の中屋敷の価格変化をみると、一七八一～一八〇〇年には一七四一～六〇の小間高の約二・七倍にまで急上昇し、一八二一～四〇年には一八世紀中頃の五倍の価格となった。

比較のため、町人地の中心部に位置する京町の小間高の変化も同様に算出したところ、一八世紀末～一九世紀中頃における地価の上昇は、京町でも確認できる。しかし、一八二一～四〇年の中屋敷の小間高は、一八世紀中頃の三・七倍と橘町裏町ほどの上昇はしていない。橘町裏町の家屋敷の

価値が急激に上昇した要因は、現時点でははっきりとしない。しかし、名古屋城下では、時代が下るにつれ門前町が増加したことや城下周辺村々の都市化が進展したことが指摘されており、<sup>(62)</sup> こうした城下町の拡大による橘町裏町の相対的な価値上昇が地価の上昇の一つの要因として考えられる。

## (二) 家屋敷所持者の家屋敷入手要因・手放した要因

第二節では、橘町裏町における家屋敷所持者の変遷を整理する。すでに述べた通り、享保期家並帳には、家並帳作成以前の所持者の変遷も記録されており、約五〇年間の家屋敷売買・譲渡を読み取ることができる。さらに天明期家並帳にも所持者の変更理由が記載された家屋敷が存在する。そこで、以下では享保期家並帳と天明期家並帳に記載された所持者の変更理由に関する情報を利用して家屋敷所持の傾向を分析していく。

前掲の【史料八・九】でみたような家屋敷の相続・売買による所持者の変化を一覧にしたのが、巻末に示した【付表】である。家並帳に記載された家屋敷所持者が膨大な数に上ることは、【付表】を見ると明らかであり、<sup>63)</sup> 誰が、家屋敷の所持者なのかという点で、家屋敷所持者の属する家ではなく個人が重視され、町代がその把握に努めていたことがうかがえる。また、前節では、橘町裏町において年代が下るにつれ家屋敷の価格が上昇したことを確認した。ここから、家屋敷が財産として経済的にも重要な位置を占めていたことが推測され、家屋敷所持者にとって居住の有無にかかわらず家屋敷相続・所持の重要度が増したと考えられる。

以上を踏まえ、家並帳に記載された家屋敷所持者の変遷から、家屋敷所持の全体的な傾向を分析する。さらに、筆者はこれまで名古屋の呉服商を

事例に女性相続と家屋敷との関係を検討してきた。<sup>(64)</sup> よって、女性の家屋敷所持者にも注目し、橘町裏町における家屋敷所持の様子を確認する。【付表】をもとに家屋敷所持者の家屋敷入手要因・手放した要因を男女別にしたのが【表5】～【表8】である。以下では、男女別に家屋敷の入手要因・手放した要因、譲渡時の続柄等を数量的に分析し、家屋敷所持の傾向および家屋敷所持の男女差も明らかにしていく。

### ① 男性

男性の家屋敷入手要因をまとめたのが【表5】である。【表5】をみると、入手要因の記載がある全二六五件のうち、購入が一九〇件、譲渡が七三件であった。譲渡の内訳は、最も多いのが父(義父)らの譲渡で四二件、続いて兄弟からの譲渡が一一件、母(義母)からの譲渡が一〇件であった。

男性が家屋敷を手放した要因をまとめたのが【表6】である。【表6】をみると、手放した要因の記載がある全二六二件のうち、売却が一七六件、譲渡が八四件であった。譲渡の内訳は、倅(婿)への譲渡が四三件、つづいて妻への譲渡が一三件、兄弟への譲渡が一一件であった。性別ごとに見ると、男性から男性への譲渡は六一件、女性への譲渡は二三件であった。

### ② 女性

女性の家屋敷入手要因をまとめたのが【表7】である。【表7】をみると、入手要因の記載がある全三六件のうち、購入が八件、譲渡が二八件であった。譲渡の内訳は、夫からの譲渡が一四件、つづいて父からの譲渡が六件、兄弟からの譲渡および姉妹からの譲渡がそれぞれ二件ずつであった。

女性が家屋敷を手放した要因をまとめたのが【表8】である。【表8】

【表5】入手要因(男性)

購入		190
譲渡	73 父(義父)	42
	母(義母)	10
	兄弟	11
	姉妹	1
	妻	2
	倅	4
	従兄弟	1
	師	1
	不明	1
その他		2
合計		265

【表6】手放した要因(男性)

売却		176	
譲渡	84 父	4	
	母	1	
	兄弟	11	
	姉妹	2	
	妻	13	
	倅(婿)	43	
	娘	6	
	祖母	1	
	従兄弟	1	
	弟子	1	
	不明	1	
	その他		2
	合計		262

男性への譲渡：61件(23%)  
女性への譲渡：23件(8%)

【表7】入手要因(女性)

購入		8
譲渡	28 父(義父)	6
	母(義母)	1
	兄弟	2
	姉妹	2
	夫	14
	倅	1
	娘	1
	孫	1
合計		36

【表8】手放した要因(女性)

売却		18
譲渡	17 父	0
	母	1
	兄弟	1
	姉妹	2
	夫	2
	倅(婿)	10
娘	1	
合計		35

男性への譲渡：13件(37%)  
女性への譲渡：4件(11%)

※【表5】～【表8】は、享保二十年乙卯正月「橘町裏町家並間口裏行之帳」(徳川林政史研究所収集史料4336)、天明九年己酉正月中旬改「橘町裏町家並間口裏行之帳」(徳川林政史研究所収集史料4336)をもとに作成した。

をみると、手放した要因の記載がある全三五件のうち、売却が一八件、譲渡が一七件であった。譲渡の内訳は、倅(婿)への譲渡が一〇件、続いて夫への譲渡および姉妹への譲渡がそれぞれ二件ずつであった。性別ごとに見ると、女性から男性への譲渡は一三件、女性への譲渡は四件であった。

以上の結果から次の三点が指摘できる。①男女どちらも男性への譲渡の割合が高く、特に女性の所持者の場合は、男性への譲渡の割合が女性への譲渡の割合より約二五%も高いという結果となった。ここから、従来指摘されているように家屋敷相続が男性優先であったことは明白である。

②入手要因に注目すると、男性が家屋敷を譲渡されて所持者となる場合は二八% (七三件)、家屋敷を購入して所持者となる場合は七二% (一九〇件)であった。一方、女性が家屋敷を譲渡され所持者となる場合は七八% (二八件)、家屋敷を購入して所持者となる場合が二二% (八件)であった。男女で購入・譲渡の割合を比較すると男性の入手要因は購入が多いのに対し、女性譲渡による所持が多いという違いがみられる。

③手放した要因に注目すると、男性が家屋敷を譲渡する場合は三二% (八四件)、売却する場合は六七% (一七六件)と二倍近い差がみられたのに対し、女性が譲渡する場合は四九% (一七件)、家屋敷を売却する場合は五一% (一八件)であった。売却・譲渡の割合を比較すると、男性の手放した要因は売却が圧倒的に多い一方、女性は売買・譲渡が僅差であるという違いがみられた。つまり、女性名義の家屋敷であっても家屋敷の売却が譲渡と同程度になされていたといえ、女性の家屋敷所持は、譲渡だけが目的ではなかった可能性を指摘できる。

(三) 女性による家屋敷所持の具体例

では、具体的にどのような女性が家屋敷を所持していたのだろうか。以下では三名の女性の家屋敷所持の様子を確認する。

A. 崇覚寺くり

【史料一〇】

一、表六間半 裏三拾間

くり

享保七年二月十日、妙故の娘くりへ譲ル

一、表六間半 裏三拾間

崇覚寺

内拾六間二六間半 くり持分<sup>(64)</sup>

崇覚寺は、橘町裏町に所在する真宗大谷派の寺院である。享保七年

(一七三二)二月、くりに表間口六間半・裏行三〇間の家屋敷が譲渡される。

隣接する家屋敷の一部もくりが所持し、残りは崇覚寺所持とされている。

天明期家並帳でも所持者名として「崇覚寺くり」と記載され、引き続き

りが所持者として確認できる。よって、くりは六〇年以上の長期にわたり

家屋敷を所持していたことになる。

B. 伊藤屋喜代

【史料一一】

一、表五間 裏拾八間壹尺

次郎左衛門

(貼紙) 「茶や丁きよ」

享保七年寅五月七日、伝左衛門御扨にて金拾貳両貳分八朱林安之助買

同十五年戌九月廿九日、金十三両茶や丁貞松買

同十七年子五月、貞松の倅次郎左衛門へ譲ル「蘭兮事」<sup>(加筆)</sup>

寛延三年午五月、父蘭兮の倅次郎左衛門へ譲ル

宝暦三年酉七月六日、次郎左衛門の後家きよへ譲ル

一、表五間 裏拾七間五尺

(貼紙) 教順<sup>同人</sup> 「きよ」

享保六年丑十二月十日、誓知の弟教順へ譲ル

延享二年丑九月廿三日、金五両二茶や町次郎左衛門事蘭兮買

寛延三年午五月、父蘭兮の倅次郎左衛門へ譲ル

宝暦三年酉七月六日、次郎左衛門の後家きよへ譲ル<sup>(67)</sup>

右の家屋敷は、寛政期以降に尾張藩御勝手御用達を勤める呉服商伊藤次

郎左衛門家が所持した家屋敷である。宝暦三年(一七五三)七月、きよに表

間口五間・裏行一八間一尺と表間口五間・裏行一七間五尺の二筆が夫次郎

左衛門から譲渡された。喜代の居住地は「茶や丁」とあるため、不在地主

である。天明期家並帳でもきよが所持者であると確認でき、三五年以上の

長期にわたり家屋敷を所持していたことになる。

C. 柳屋よし

柳屋よしは、天明期家並帳に名前がみられ、天明九年(一七八九)時点で

は四筆を所持していた。<sup>(69)</sup> 文政期家並帳でも家屋敷の所持が確認でき、「よし

宅」と記載があるため、町内に居住していたことが判明する。享保期家並

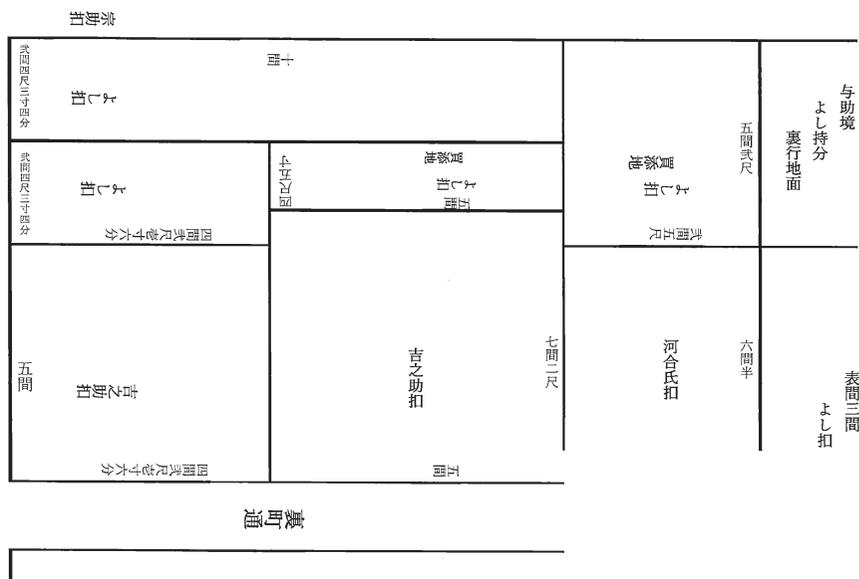
帳に挟み込まれていた家並図が【図3】である。この家並図によると、よ

しが六筆の家屋敷を所持していたことが読み取れ、よしによって土地集積

が行われていたことが確認できる。

明治元  
中十一月朔日  
伝兵衛  
兼吉買  
一四五尺  
五間二尺  
六分  
六分

掛所通



【図3】 橋町裏町家並図

享保二十年乙卯正月「橋町裏町家並間口裏行之帳」(徳川林政史研究所収集史料4336)の挿入紙をもとに作成。

(四) 女性家屋敷所持者の推移

京都や仙台北城下では、近世中後期や幕末期に女性の家屋敷所持者がみられるようになる、あるいは増加することが指摘されているが、名古屋城下ではどうだったのか。そこで、橋町裏町の家並帳から、女性名義の家屋敷数の年代推移を検討する。

以下の分析では、享保二〇年(一七三五)・寛政元年(一七八九)・文政二年(二八一九)の三冊の家並帳に記載された内容をデータとして利用した。<sup>(71)</sup>各家並帳に記載された家屋敷の総数が異なるため、各年の総数に占める女性名義の割合を算出して比較した。

【表9】をみると、享保二〇年には、全七二筆のうち、女性名義の家屋敷は一・五筆のみである。これは、崇覚寺くりが所持した、表間口六間半・裏行三〇間と、そこに隣接する崇覚寺が所持した家屋敷の一部である表間口六間半・裏行一六間をさす。その後、寛政元年には一一筆の家屋敷が女性名義となり、文政二年には二六筆にまで増加する。

ここから、橋町裏町では、時代が下るにつれて女性名義の家屋敷が増加していったことが判明する。<sup>(72)</sup>寛政期・文政期家並帳では、柳屋よしのよう

おわりに

本稿では、「橋町裏町家並間口裏行之帳」をはじめ、橋町裏町の町代が

【表9】女性の家屋敷所持率の変化

年代	所持者記載あり(筆)	女性名(筆)	比率(女性/所持者)
1735(享保20年)	72	1.5	2.1%
1789(寛政元年)	74	11	14.9%
1819(文政2年)	76	26	34.2%

※享保二十年乙卯正月「橘町裏町家並間口裏行之帳」(「徳川林政史研究所収集史料」4336)、寛政元年己酉二月廿四日「橘町裏町家並御改帳」(「徳川林政史研究所収集史料」4338)、文政二年卯四月「橘町裏町家並帳」(「徳川林政史研究所収集史料」4337)をもとに作成。

作成した文書を用いて個別町の実態解明を試みた。

名古屋城下を対象とした研究は、近世都市史研究を牽引してきた三都と比較して、大幅な遅れをとっている。本稿で分析に使用した家並帳を使用した研究としては、城下町の街区や町の役負担<sup>76)</sup>に関する研究、家屋敷売買に関する制度面の研究等<sup>77)</sup>がなされてきたが、個別町における家屋敷所持者の実態に注目した研究は存在しなかった。そこで、本稿では、城下町名古屋の都市構造を解明するための足掛かりとして、名古屋橘町裏町を事例に名古屋城下の個別町の具体像を調査した。

橘町裏町は、町人地の中心地から離れた場所であり、一八世紀中頃の中間高も中心地の半額ほどで、地理的・経済的にも場末といえる。周辺には寺社地や芝居地があり、町内には寺社参詣者や興行関係者を客に宿屋や者売茶屋を営む者、芝居興行での飲食販売を生業とする者等が居住し、その立地を活かした商業経営がなされていた。

橘町裏町の家屋敷所持者に注目すると、男女ともに男性へ家屋敷を譲渡する場合が多く、男性優先とされる家屋敷相続は、名古屋でも同様であったと指摘できる。家屋敷の売買も盛んに行われ、女性が家屋敷を売買する事例も散見された。さらに、女性が長期間家屋敷を所持する事例もみられ、

女性による家屋敷相続・所持が中継だと一概には言えない状況であることがうかがえた。

橘町裏町の地価は、一八世紀中頃～一八世紀末に下落するが、それ以降は、急上昇していく。女性名義であった家屋敷数の年代推移をみると、年代が下るにつれてその数は上昇していた。つまり、地価が上昇してもそれを購入・維持できるだけの経済力を持つ、あるいは持たされた女性が名古屋城下にも存在したと指摘できる<sup>78)</sup>。

また、本稿では詳細を検討することができなかったが、橘町裏町の家並帳からは、不在地主による家屋敷所持も確認できた。不在地主の具体例として名古屋茶屋町に居住する伊藤次郎左衛門による家屋敷所持に触れておきたい。同家では、享保一五年(一七三〇)に表間口五間の家屋敷を購入し、延享二年(一七四五)には隣接する表間口五間の家屋敷も購入した<sup>79)</sup>。文政期家並帳でも伊藤次郎左衛門家の所持が確認でき、九〇年以上にわたり橘町裏町の家屋敷を維持し続けた。伊藤次郎左衛門家では、この地を隠居地や別荘として利用していたとされる<sup>80)</sup>。伊藤次郎左衛門家の他にも本町一丁目居住の薬種商駒屋源兵衛(宝暦五年に購入)や両替町に居住し尾張藩の御用両替所を運営した平田惣助(明和八年に弟から譲渡)など、名古屋の豪商が橘町裏町の家屋敷を所持していた。駒屋源兵衛も三五年以上の長期にわたる所持が確認でき、伊藤次郎左衛門家同様、家屋敷を別荘地として利用していたのかもしれない。

橘町裏町は、碁盤割をはじめとする名古屋城下中心部の形成から約五〇年後の寛文四年(一六六四)に整備され、古鉄古道具商を集住させるなど当初は場末としての性格が強かった。さらに、成立当初から芝居小屋の設置を許可され、周辺には寺社地や芝居地があるような地域に位置し、遊興地

としての性格も帯びていた。享保期以降、町内には、その立地を活かしてうなぎ売りや甘酒売り、宿屋等のいわゆるサービス業を営む者が居住し、さらに伊藤次郎左衛門家をはじめとする名古屋城下に居住する豪商の別荘地にもなっていた。都市周縁部としての性格が強い橋町裏町であったが、享保期以降に進展する周辺農村の都市化により、町としての立ち位置が相対的に上昇していく。このことは、一八世紀末以降の地価の急上昇からも裏付けられる。また、一八世紀末以降にみられる女性名義の家屋敷の増加も家屋敷の物件化による町の性格の変化が要因だと推測され、まさに名古屋城下における都市構造の変容が橋町裏町の事例から垣間見えるのである。今後は、家屋敷の物件化に注目し、「橋町裏町家質留帳」の分析も行うつもりである。

## 註

- (1) 本稿では、史料に即して「家屋敷」の語を用いる。なお、史料上では土地と家屋両方を指す場合に「家屋敷」が用いられている。
- (2) 吉田伸之「近世都市空間の特質」(吉田伸之編『日本の近世 第九巻 都市の時代』中央公論社、一九九二)。
- (3) 茨志麻「近世城下町名古屋」の形成について―遷府以前の様相とその都市建設の手法を中心に―(都市史研究会『年報 都市史研究 四市と場』山川出版社、一九九六)。
- (4) 玉井哲雄『江戸町人地に関する研究』近世風俗研究会、一九七七。吉田伸之「町人と町」(歴史学研究会・日本史研究会編『講座 日本歴史 五 近世二』東京大学出版、一九八五)。岩淵令治「不在地主と町・村」(都市史研究会『年報 都市史研究 五 商人と町』山川出版社、一九九七)。同「町人の土地所有」(渡辺尚志・五味文彦編『新体系 日本史 三 土地所有史』山川出版社、二〇〇二)。片倉比佐子「江戸の土地問題」同成社、二〇〇四。岩淵令治「四谷に土地を持つ」(新宿未来創造

近世名古屋の町人地と家屋敷所持

- 財団新宿区歴史博物館「四谷塩町からみる江戸のまち―近世考古学の世界 新宿歴史博物館令和三年度特別展―」新宿未来創造財団新宿区歴史博物館、二〇二二)。
- (5) 塚田孝『歴史のなかの大坂―都市に生きた人たち―』岩波書店、二〇〇二。乾宏巳「近世大坂の家・町・住民」清文堂出版、二〇〇二。同「近世都市住民の研究」清文堂出版、二〇〇三。八木滋「一七世紀大坂道頓堀の開発と芝居地」(塚田孝・佐賀朝・八木滋・大阪市立大学都市文化研究センター編『近世身分社会の比較史(法と社会の視点から)』清文堂出版、二〇一四)。吉元加奈美「近世大坂堀江新地における町内構造―御池通五丁目の水帳の分析―」(部落問題研究所『部落問題研究 二二五』部落問題研究所、二〇一八)。塚田孝「道頓堀周辺の地域社会構造」塚田孝編『シリーズ三都大坂巻』東京大学出版会、二〇一九)。
  - (6) 安国良一「近世京都の町と家屋敷所持」(日本史研究会『日本史研究』第二八三号、日本史研究会、一九八六)。塚本明「近世中期京都の都市構造の転換」(京大文学部史学研究会『史林』第七〇巻第五号、京大文学部史学研究会、一九七八)。杉森哲也「近世京都の都市と社会」東京大学出版会、二〇〇八。
  - (7) 吉田伸之編『日本の近世 第九巻 都市の時代』中央公論社、一九九二。吉田伸之編『シリーズ三都 江戸巻』東京大学出版会、二〇一九。塚田孝編『シリーズ三都 大坂巻』東京大学出版会、二〇一九。杉森哲也編『シリーズ三都 京都巻』東京大学出版会、二〇一九。
  - (8) 藩政や幕藩関係、村落、文化活動に関する論考が多く、都市史研究は、清水禎子「東照宮祭祀と城下町名古屋」(岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究 第三編』精文堂出版、二〇〇七)、松田憲治「名古屋城下成瀬・志水河蔵屋敷地子町屋と町政」(岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究 第七編』精文堂出版、二〇二〇)など数えるほどしかない。
  - (9) 水谷盛光「名古屋城下町碁盤割の形成尺度考説(一)」(名古屋市郷土文化会『郷土文化』八二号、名古屋市郷土文化会、一九六五)。同「名古屋城下町碁盤割の形成尺度考説(二)」(名古屋市郷土文化会『郷土文化』八三号、名古屋市郷土文化会、一九六五)。
  - (10) 林董一「尾張藩公法史の研究」日本学術振興会、一九六二。
  - (11) 種田祐司「いとう呉服店の店舗拡張について」(名古屋市博物館編『名古屋市

- 博物館研究紀要二五」名古屋博物館、二〇〇二。
- (12) 林順子「江戸時代における尾張葉種葉の発展(一)―葉種街としての京町の形成―」*南山大学経済学会『南山経済研究』第三三巻第二号、二〇一八。*
- (13) 早川秋子『近世家並帳の研究』清文堂出版、二〇〇三。
- (14) 例えば、前述の女性所持者数の年代変化について、早川氏は、天明九年(一七八九)に一四件、寛政元年(一七八九)に八件の女性所持者がいたと指摘している。天明九年の家並帳は正月中旬に作成され、寛政元年の家並帳は約一か月後の二月二四日に作成されたものであるが、たった一ヶ月で女性所持者が六人も減った点には疑問を抱く。男性の所持者名にもかなりの変化があり、年代による所持者の変化という点では正確さを欠く。
- (15) 拙稿「一八世紀における名古屋商人伊藤次郎左衛門家の相続と女性」(*国史学会『国史学』二四一号、二〇二四。*)。
- (16) 愛知県史編さん委員会『愛知県史通史編五近世二愛知県、二〇一九、一九頁。町役銀は町方役所(町奉行所)の経費、人足歩割は町中が負担する人足伝馬の費用に充てられた。
- (17) 『新修名古屋市史』には、「家屋敷に関する書類には、一軒役の軒、表間口の間口、裏行きの間数、土蔵、棟数、鍵数の六項目を認めることが多かった」(新修名古屋市史編集委員会編『新修名古屋市史第三巻』名古屋、一九九九、三〇七―三〇八頁)とある。
- (18) 寛政元年己酉二月廿四日「橋町裏町家並御改帳」(徳川林政史研究所収集史料四三三八)。
- (19) 元禄七年甲戌閏五月「福井町家並帳」、正徳三癸巳年「福井町家並御改帳」、宝暦四甲戌年十月「京町東西家並榴」(新修名古屋市史資料編集委員会『新修名古屋市史資料編近世二』名古屋、二〇一〇)。寛政十年戊午十月「家並帳」(新修名古屋市史資料編集委員会『新修名古屋市史資料編近世三』名古屋、二〇一一)。
- (20) 類似する寛政元年己酉二月廿四日「橋町裏町家並御改帳」、文政二年四月作成「橋町裏町家並帳」もほぼ同じ寸法である。
- (21) 新修名古屋市史資料編集委員会『新修名古屋市史資料編近世二』名古屋市、二〇一〇。右の掲載の翻刻文では、所持者名の貼紙が一番上に張り付けられた貼紙のみ記載された家屋敷が多く、貼紙の記載すべてが掲載されているわけではない。そこで本稿では、翻刻文を参考にしつつ、原史料に基づいて分析を行った。
- (22) 享保二十年乙卯正月「橋町裏町家並間口裏行の帳」(徳川林政史研究所収集史料四三三六)。以下、享保期家並帳と表記する。
- (23) 天明九年己酉正月中旬改「橋町裏町家並間口裏行の帳」(徳川林政史研究所収集史料四三三六)。以下、天明期家並帳と表記する。
- (24) 寛政元年己酉二月廿四日「橋町裏町家並御改帳」(徳川林政史研究所収集史料四三三八)。
- (25) 文政二年卯四月「橋町裏町家並帳」(徳川林政史研究所収集史料四三三七)。
- (26) 前掲注(19)、「京町東西家並榴」。
- (27) 前掲注(19)、「家並帳」。
- (28) 塚田孝氏は、安政三年五月作成「木挽町北之丁水帳」(大阪公立大学大学院文学研究科日本史学教室蔵)について解説している(塚田孝編『史料から読む近世大坂』和泉書院、二〇二三、三四―四〇頁)。大坂では、同じ水帳を三冊作成し、町会所・惣会所・町奉行所で管理していた。内容の修正は貼紙で行い、売買や相続による所持者の変更、家守や代判の変更が貼紙によって加筆された。町年寄と月行事から東西町奉行所の地方役与力宛てに作成された。記載内容は、表間口・裏行、役数、所持者名(印)、所持者居住地で、場合によって代判(印)、家守(印)まで記載された。
- (29) 片倉比佐子氏は、寛延二年正月日「五町分屋敷録」(国立国会図書館蔵)について解説している(片倉比佐子『江戸の土地問題』同成社、二〇〇四、七九―八七頁)。「五町分屋敷録」は、江戸鉄砲洲築地五ヶ町の町名主が作成し、その後東京府が市誌編集等のため収集したものである。家屋敷所持者の変更時は、沽券状受け渡しと共に「屋敷録(水帳)」に記載し、新たな地主が押印する。内容の修正については、帳面作成時に予め一筆ごとに余白をつくり、変更があれば該当箇所へ直接加筆する形式であった。記載内容は、表間口・裏行、坪数、河岸の有無、所持者の変遷、所持者名(印)、所持者居住地で、場合によって、後見人(印)、年

齢も記載された。所持者名を傍線で抹消し、その横に新たに年月日・変更理由・購入額※・所持者名を書き加えている。なお、作成・宛先は記載がない。

(30) 前掲注(29)、片倉著書、八四頁。

(31) 前掲注(3)、茨論文。

(32) 徳川林政史研究所編『源敬様御代御記録 第二』八木書店出版部、二〇一五、三二頁。

(33) 愛知県史編さん委員会『愛知県史 通史編四 近世一』愛知県、二〇一九、五三―五六頁。

(34) 享保一五年兄継友の急死により尾張家を相続。自由奔放を好み、遊所や芝居小屋を開き、商工業を振興、名古屋を大都会へ成長せしめた。法に寛大で、死刑を行わず、罪人を入牢のまま放置した。緊縮・尚武・法治の政策を進める將軍徳川吉宗と対立、元文四年に退隱を命じられた。あとには金一万八〇〇〇兩余米三万六〇〇〇石余の財政赤字が残った。隠居後名古屋で幽閉の生活を続け、明和元年一〇月八日没した。林董一「徳川宗春」(国史大辞典編集委員会『国史大辞典 第十卷』吉川弘文館、一九八九、二九七頁)。

(35) 前掲注(33)、『愛知県史 通史編四 近世一』六二―六五頁。

(36) 前掲注(16)、『愛知県史 通史編五 近世二』一四頁。なお、居住民は町奉行支配であるが、田畑や屋敷地は従来通り国奉行・代官の支配下に置かれ、年貢上納の義務があった。

(37) 前掲注(16)、『愛知県史 通史編五 近世二』一五頁。

(38) 前掲注(33)、『愛知県史 通史編四 近世一』二三五―三三六頁。

(39) 岡田啓・野口道直撰『尾張名所図会附録 卷二』名古屋温故会、一九三〇。

(40) 前掲注(33)、『愛知県史 通史編四 近世一』、前掲注(16)、『愛知県史 通史編五 近世二』。

(41) 前掲注(22)、享保期家並帳。

(42) 京町の小間高については、宝暦四甲戌年十月「京町東西家並櫛」(新修名古屋市史資料編編集委員会『新修名古屋市史 資料編 近世二』名古屋市、二〇一〇)を利用した。

(43) 享和三年癸亥正月吉日「書上留メ帳」(徳川林政史研究所収集史料四三四七)。

(44) 文政五年作成。尾張藩士樋口好古著。本書は、樋口好古が領内を巡行し、まとめた地誌である。名古屋市教育委員会『名古屋叢書 第九巻 地理編(四)』名古屋市教育委員会、一九六三。

(45) 桑山好之著。「神社仏閣の軼地を詳にし、又士農工商儒積其外、諸道芸能の人傑を挙げ、且つ清須越・街陌地名の故実を注し、並に其の旧家を探して、今日の栄枯を分つ。之に加ふるに今時富有の家を以てす。乃至名産・名物及び見聞、珍説・俚諺・旧來諸書に未だ載せざる所の者も、亦余力を遺さず。悉く集彙訂正をなす。」との方針のもと、名古屋城下および周辺の情報を書き留めたもの。名古屋市教育委員会編『名古屋叢書 第六巻 地理編(一)』名古屋市教育委員会、一九五九。

(46) 「四丁▲橋町裏町 役銀三百七十一匁 此内高後刻七斗六升八合 名古屋新田寛文五年巳九月町屋となる○本土神井土橋町と同じ

一 栄国寺 是は同寺門前の部に詳なり

一 千日常念仏堂 徳林寺の控、府下巡礼二十番札所  
東懸所前に在

一 崇覚寺 府志曰、在南寺陌、一向宗東派直參。天文年中僧敬円創建之。

元在勢州長嶋中川村、元和三丁巳年遷于堀詰陌、近時又遷今地○府尹志に、寛永二丑年府下堀詰町に移り、正徳三年巳六月今地に遷ると有(朱書)「栄国寺迄は南寺町と称し崇覚寺は橋町裏町と称すと也」前掲注(44)。

(47) 『名古屋叢書』では、唯一の残存本である、名古屋市が市史編さん時に謄写した鶴舞図書館本を底本としている。前掲注(45)。

(48) 市橋鐸「解説」前掲注(45)。

(49) 前掲注(16)、『愛知県史 通史編五 近世二』一七頁。

(50) 文久元年七月「錢商売人別帳」から梅屋佐兵衛(両替商)・京万屋新蔵(両替商)・丸屋宗七(両替商)、弘化五年「尾州濃州紺屋惣帳」から九兵衛(紺屋)・惣助(紺屋)・卯兵衛(紺屋)、慶応四年三月「御用達名前帳」から美濃屋卯兵衛が居住していたことが判明している(名古屋城下町調査実行委員会『一八年度文化庁芸術拠点形成事業名古屋城下町復元プロジェクト報告書』名古屋城下町調査実行委員会、二〇〇七、城下町町人一覧より)。

- (51) 寛政期家並帳に「山崎屋清兵衛」の名が確認できる。
- (52) 天保一五年刊、岡田啓・野口道直撰『尾張名所図会前編卷二愛智郡』(国立国会図書館デジタルコレクション)。
- (53) 前掲注(43)、「書上留々帳」。
- (54) 名古屋城下の主な芝居地は、文政頃まで、大須観音・山王稲荷・清寿院・若宮八幡宮・橋町の五か所であり、「五芝居」と称されていた(安田徳子「幕末明治初年の名古屋芝居興行―橋町芝居を中心に―」岐阜聖徳学園大学『岐阜聖徳学園大学紀要 教育学部編 四二巻』岐阜聖徳学園大学、二〇〇三)。橋町裏町では、享和元年に芝居小屋が新築され、同年八月一六日より中山一徳・泉山崎之助一座が興行をしていた(板倉久藏編『橋町』橋町奉公団、一九三四)。
- (55) 前掲注(43)、「書上留々帳」。
- (56) 柏原祐泉「報恩講」(国史大辞典編集委員会『国史大辞典第十二巻』吉川弘文館、一九九一、五四六頁)。
- (57) 「享保以降橋町文書」(『尾張国名古屋史料』一一)。
- (58) 前掲注(22)、享保期家並帳。
- (59) 前掲注(23)、天明期家並帳。
- (60) 前掲注(22)、享保期家並帳。
- (61) 新修名古屋市史編集委員会編『新修名古屋市史第四巻』名古屋市、一九九九、七六三―七六八頁。
- (62) 前掲注(16)、『愛知県史 通史編五 近世二』一五頁。
- (63) 前掲注(15)、拙稿。
- (64) 前掲注(22)、享保期家並帳。
- (65) 「角川日本地名大辞典」編纂委員会『角川日本地名大辞典二三 愛知県』角川書店、一九八九、八〇二頁。
- (66) 前掲注(23)、天明期家並帳。
- (67) 前掲注(22)、享保期家並帳。
- (68) 前掲注(23)、天明期家並帳。
- (69) 前掲注(23)、天明期家並帳。
- (70) 前掲注(25)、文政期家並帳。

- (71) 牧田りゑ子「近世京都における女性の家産所有」(近世女性史研究会『論集近世女性史』吉川弘文館、一九八六)。安国良一「近世京都の庶民女性」(女性史総合研究会『日本女性生活史 三 近世』東京大学出版会、一九九〇)。仙台市史編さん委員会『仙台市史 通史編四 近世二』仙台市、二〇〇三、第五章を菊池慶子氏が執筆している。
- (72) 家並帳は、享保二〇年・天明九年・寛政元年・文政二年に作成されたものが現存している。しかし、天明九年正月作成の天明期家並帳は、一か月後の寛政元年二月に作成された寛政期家並帳と比較すると六カ所の家屋敷が抜けており、書写や綴り直し等により落丁したと考えられる。また、享保期家並帳は、すべての家屋敷で同様に所持者の変化が加筆されているわけではなく、家屋敷毎に記載された情報(時期)にはばらつきがある点、文政期家並帳は、所持者名のみが修正された情報、いつ所持者が変化したか不明である点を踏まえ、各家並帳作成時の家屋敷所持者の情報のみを利用した。
- (73) なお、橋町裏町では、家屋敷の裏行が四間二尺一寸六分から三〇間まで様々あり、統一されていない。そのため、女性名義の家屋敷の面積の変化に関する検討は、今後の課題とした。
- (74) 橋町裏町の家並帳では、隣り合う二筆を所持する女性の家屋敷所持者が散見されるが、天明期家並帳では、「およし」が町内の六筆を所持していたことが確認できる。また文政期家並帳でも「きし」が四筆を所持していたと分かる。家並帳での記述のされ方から「およし」「きし」とどちらも居付地主だと推測される。
- (75) 前掲注(9)、水谷論文。
- (76) 前掲注(10)、林董一著書。
- (77) 前掲注(13)、早川著書。
- (78) 町方における家屋敷相続は、男性優先・血筋重視で行われたとされている(片倉比佐子「江戸町方における相続」近世女性史研究会『論集近世女性史』吉川弘文館、一九八六)。しかし、横山百合子氏は、家業に関わる家産を男性(婿養子)、家屋敷などそれ以外の家産を女性(家付き娘)に相続させる「家産所有における二重性」という家産所持の形態があったことを明らかにし、経営と生活が未分離な商家の特性が女性の家産所持に影響していたと指摘する(横山百合子「近世後期

江戸における町人の家とジェンダー―土地所有と家業経営の視点から―」桜井由幾『ジェンダーで読み解く江戸時代』三省堂、二〇〇一。一方、これを再検討した吉田ゆり子氏は、①家業は店経営能力のある男子が血筋と関わりなく担う、②家産の相続は血筋が優先する、という二つの特徴を有する家で、相続の際に家業と家産の主体が分離した、との見解を示した（吉田ゆり子『近世の家と女性』山川出版社、二〇一六）。いずれにせよ、女性の家屋敷相続・所持の要因として、家内部の状況が大きく影響したことになる。

(79) 前掲注(22)、享保期家並帳。

(80) 松坂屋伊藤祐民伝刊行会編『伊藤祐民伝』(松坂屋伊藤祐民伝刊行会、一九五二)。

〔付記〕 本稿は、二〇二四年二月八日に開催された二〇二四年度都市史学会大会での研究報告「近世名古屋における家屋敷所持と女性―橘町裏町を事例に―」をもとに作成した。研究報告にあたり、学習院女子大学岩淵令治氏よりご教示を賜った。記して御礼を申し上げたい。

【表1】享和3年「書上留メ帳」記事一覧

No.	内容	日付	備考
1	乍恐奉願上候御事(泉幸二、俗医師仕り候処医師止めたき旨、願書)	亥正月28日	渡世
2	(明借屋3軒、上申につき)	正月晦日	明借屋
3	覚(家持甚七、一昨夜8つ頃盗賊相見え候につき上申書)	閏正月9日	窃盗
4	乍恐奉申上候御事(了甫控借屋、濃州多芸郡大野村与平治倅九吉、私方へ引越し同居仕らせたき旨、願書)	閏正月9日	引越
5	(元高290石、松野屋庄八)	閏正月15日	渡世
6	乍恐奉願上候御事(岩藏、伯父新助今般撰州大坂高津新地8丁目新八方へ引越したき旨、願書)	閏正月18日	引越
7	乍恐奉願上候御事(新藏借屋勘兵衛、勢州桑名上本町清七母私親類の者につき引越し私方へ同居仕らせたき旨、願書)	閏正月18日	引越
8	(明借屋2軒、上申につき)		明借屋
9	覚(登之助借屋中村屋源介、包丁・うなぎなど盗まれ候につき、上申書)	閏正月29日	窃盗
10	覚(表間口3間2尺1寸7分・裏行5間、清七持分の処町内新右衛門代金40両に買い申候につき、上申書)	閏正月29日	家屋敷
11	覚(萬屋長三郎、継ぎ継ぎ子供綿入1つ盗まれ候につき、上申書)	2月3日	窃盗
12	覚(仁左衛門控借屋孫藏懸人万藏、熱田尾頭町利平より手を負い候につき、上申書)	2月15日	その他
13	乍恐奉願上候御事(柳屋善吉、段木願)	2月28日	渡世
14	(明借屋2軒、上申につき)		明借屋
15	覚(掛所通桔梗屋半兵衛・菰野屋勘兵衛、今般大須寺内より興行芝居雑用宿仕りたき旨、伺書)	3月4日	渡世
16	乍恐奉願上候御事(喜八懸り人吉右衛門、今般新町日蓮宗大光寺弟子に達し申したき旨、願書)	3月8日	他出・帰着
17	覚(中山文藏ほか16名、菰野屋・桔梗屋宿泊につき、上申書)		渡世
18	覚(しの父忠兵衛、去西正月6日江戸表へ罷越し候処、当月5日江戸表にて死去いたし候につき、上申書)	3月14日	他出・帰着
19	(明借屋2、明借屋5、上申につき)	4月29日	明借屋
20	覚(表間口5間・裏行13間5尺、長右衛門持分の処弟長次郎へ譲り置き申候につき、上申書)	5月23日	家屋敷
21	(明借屋5軒、上申につき)		明借屋
22	覚(掛所通桔梗屋半兵衛、今般清寿院社地にて興行仕り候芝居雑用宿仕りたき旨、伺書)	6月6日	渡世
23	覚(市川武十郎ほか19名、桔梗屋半兵衛方へ逗留につき、上申書)	6月8日	渡世
24	覚(浅井玄立召仕いろ、右女所持の立縞袴1つ玄立方より差出し申し候につき上申書)	6月8日	その他
25	覚(了甫借屋、蟹江村喜平妹、八歳女房に御座候処一向理不尽に相成り家居に火など付け候儀申し不安心に御座候間、廻り方御役人衆へ御届け申し上げ縄にて縛り置き申候旨、上申書)		その他
26	(明借屋5軒・明借屋2軒、上申につき)		明借屋
27	覚(道具屋甚右衛門、脇差1腰店に出し置き申候処、盗まれ申候につき、上申書)	7月晦日	窃盗
28	覚(掛所通桔梗屋半兵衛・稲葉屋清八、今般若宮社地にて興行仕り候竹田芝居雑用宿仕りたき旨、伺書)	8月5日	渡世
29	覚(役者中山音松ほか19名、稲葉屋清八宿につき上申書)	8月6日	渡世
30	覚(新七、当月4日呼出しに御座候処、商用にて岡崎へ罷出で断り申し上げ候処、夜分帰宅の旨、上申書)	8月9日	他出・帰着
31	覚(若宮竹田芝居作者中山菊助、病氣につき昨日出立仕り候旨、上申書)	8月18日	渡世
32	(明借屋3軒、上申につき)	8月晦日	明借屋
33	覚(新七、蚊帳・網袋・はぎきなど品物代金書上)		その他
34-1	覚(若宮社地において興行太夫常盤津文字太夫ほか2名、桔梗屋半兵衛方へ逗留につき、上申書)	亥8月24日	渡世
34-2	覚(若宮社地興行仕り候芝居離子方染川桑三郎、桔梗屋半兵衛方へ逗留につき、上申書)	亥9月8日	渡世
34-3	(右の者共、菰野屋勘兵衛方へ差置き申したき旨、伺書)	9月20日	渡世

No.	内容	日付	備考
35	覚(和泉屋甚吉、火箸など大須寺内に御座候芝居弁当商い仕り候見世に置き候処、7月上旬に盗まれ申し候につき、上申書)	亥9月20日	窃盗
36	(明借屋3軒、上申につき)		明借屋
37	覚(若宮芝居子供中山富士松ほか2名、雑用宿昨日出立につき、上申書)	10月2日	渡世
38	覚(山崎屋清兵衛、薪商売仕り候処、堀川通川岸に置き候薪折々盗まれ候旨、上申書)	亥9月28日	窃盗
39	覚(若宮芝居浄瑠璃語常盤津源氏太夫、稲葉屋清八方へ参着の旨、上申書)	10月3日	渡世
40	乍恐奉願上候御事(りつ借屋久右衛門、勢州桑名掛樋平助と申す者私兄にて、今般俸舎次郎私方へ引取り同居いたさせたき旨、願書)	10月3日	引越
41	乍恐(松野屋庄八、酒株210石・酒造米高290石、橘町裏町新七へ譲るにつき)	10月3日	渡世
42	覚(茂兵衛、木綿立縞単物1つ、同小紋襦袢1つ代金につき)	10月5日	その他
43	覚(若宮竹田芝居子供役者中山音松ほか4名、桔梗屋半兵衛・稲葉屋清兵衛に居り申し候処、出立につき上申書)	亥10月17日	渡世
44	覚(間口10間・裏行20間、西村八九郎持分の処、代金50両に元材木町太吉買い申候につき、上申書)	10月21日	家屋敷
45	覚(間口5間・裏行20間、文蔵持分の処相果て申候につき女房れんへ譲り置き申候旨、上申書)	10月21日	家屋敷
46	(明借屋6軒、上申につき)		明借屋
47	覚(橘町芝居地興行仕り候芝居役者、残らず出立につき上申書)	11月朔日	渡世
48	覚(若宮芝居子供中村助三、昨日参着にて掛所通桔梗屋平兵衛方へ逗留仕り候旨、上申書)	11月3日	渡世
49	乍恐奉願上候御事(左兵衛借屋久助、飭師仕り候処渡世なり難く候故、今般甘酒高仕りたき旨、願書)	11月8日	渡世
50	乍恐奉願上候御事(東懸所通宿屋中、報恩講の節在々の者共相越し止宿仕り候、付ては軒外に提灯家毎に差出したき旨、願書)	11月13日	渡世
51	(明借屋8軒、上申につき)	15日	明借屋
52	覚(間口6間5尺7寸2分・裏行6間半、代金15両に善七より左兵衛買う、間口3間・裏行6間半、文六よりなを買う旨、上申書)	12月18日	家屋敷
53	覚(太吉借屋西村八九郎懸り人西村右門、飴屋町うちへ引越し候旨、上申書)	亥12月22日	引越
54	覚(左兵衛借屋元蔵、当9月9日商用に三州へ罷越し候処、暫痛所御座候につき彼地において越年仕りたき旨、上申書)	亥12月22日	他出・帰着
55	覚(文六倅文治郎、当6月頃大坂表へ差し遣わし候処、その後何方へ罷越し候哉相知れ申さず候につき、上申書)	亥12月22日	他出・帰着
56	覚(大御代官方手代竹中左兵衛殿、太吉借屋へ新道町より引越し申し候につき、上申書)	亥12月22日	引越
57	覚(掛所通桔梗屋半兵衛、菰野屋勘兵衛、清寿院社地において興行仕り候竹田からくり雑用宿仕りたき旨、伺書)	子正月8日	渡世

※享和三年癸亥正月吉日「書上留メ帳」(徳川林政史研究所収集資料4347)をもとに作成。

【付表】 桶町裏町家屋敷所持者一覧

No.	間口	名義	入手要因	手放した要因	所持年代	所持期間	出典	備考
1		名川六郎左衛門	×	売却	～享保8年2月20日		享-01	「門前町圖西北角」「式軒役」
2		佐野玄晴	購入	売却	享保8年2月20日～享保17年4月19日	9年1か月	享-01	
3	表11間3尺5寸	田町後藤立意	購入(66両)	売却	享保17年4月19日～享保20年間3月27日	3年11か月	享-01	
4	裏12間5尺	北一色付金五郎	購入(68両)	×	享保20年間3月27日～		享-01	
5		金三郎	×	×	安永9年9月		天-01	
6		富澤町おすぎ	父からの譲渡	×	安永9年9月～寛政元年以降	8年5か月以上	天-01(寛-01)	
7		善兵衛	×	娘へ譲渡	享保20年正月以前～宝暦3年2月27日		享-02	
8	表5間2尺5寸	よし	父からの譲渡	伴へ譲渡	宝暦3年2月27日～明和元年7月5日	11年4か月	享-02	
9	裏12間2尺	善兵衛	母からの譲渡	×	明和元年7月5日～		享-02	
10		平兵衛	×	売却	～安永9年11月		天-02	
11		桶屋左兵衛	購入(21両)	×	安永9年11月～寛政元年2月24日以降		天-02(寛-02)	
12		新左衛門	×	売却	享保20年正月以前～元文2年9月10日		享-03	
13		同町武八	購入(28両2分)	売却	元文2年9月10日～寛保元年8月7日	3年10か月	享-03	
14	表5間2尺5寸	牧野清太夫	購入(3両)	売却	寛政元年8月7日～延享3年12月1日	5年3か月	享-03	
15	裏12間2尺	万や町勘三郎(→忠兵衛→良以)	購入(17両)	売却	延享3年12月1日～明和4年12月4日	21年	享-03	
16		日置村服部藤八	購入(8両)	×	明和4年12月4日～		享-03	
17		日置村内田弥四郎	×	×			※(寛-03)	
18		与吉女房	×	夫へ譲渡	～享保8年10月晦日		享-04	
19	表15間5尺	〈九持軒町〉与吉	妻からの譲渡	伴へ譲渡	享保8年10月晦日～元文4年10月10日	15年11か月	享-04	
20	裏6間半	与介	父からの譲渡	売却	元文4年10月10日～宝暦2年7月10日	13年9か月	享-04	
21		海老や町源吉(→海老屋町伊藤宗信)	購入(30両)	×	宝暦2年7月10日～寛政元年2月24日以降	36年7か月	享-04、※(寛-04)	
22		〈桶町〉源七郎(→宗心)	×	伴へ譲渡	享保20年正月以前～享保20年3月15日		享-05・06	
23		忠右衛門	父からの譲渡	取上	享保20年3月15日～元文2年10月15日	3年7か月	享-05・06	
24	表6間	御公儀	取上	下置	元文2年10月15日～元文4年5月5日	1年6か月	享-05・06	
25	表6間	忠右衛門	被下置	伴へ譲渡	元文4年5月5日～元文4年	0か月	享-05・06	
26	裏11間5尺	忠次郎	父からの譲渡	売却	元文4年～寛保3年2月1日、延享5年	4年1か月、9年	享-05・06	
27		桶町善九郎	焼地購入(8両)	×	寛保3年2月1日～		享-05・01・06	
28		佐兵衛	購入	×	延享5年～		享-05・02・06	
29	表12間	後藤立意	購入	売却	～天明6年2月28日		天-03	
30	表11間3尺 11間5尺	嶋田町平野舟之進	購入(28両)	売却	天明6年2月28日～寛政元年10月23日	3年7か月	天-03(寛-05)	
31		左兵衛	購入(30両)	×	寛政元年10月23日～		天-03	
32		〈桶町〉源七郎(→宗心)	×	伴へ譲渡	享保20年正月以前～享保20年3月15日		享-07	
33		源助	父からの譲渡	売却	享保20年3月15日～享保4年3月5日	9年11か月	享-07	
34		羽鳥兵左衛門	焼地購入(4両5分)	売却	延享元年3月5日～宝暦3年12月5日	9年9か月	享-07	
35	表5間	〈桶町〉文藏	購入(11両)	弟へ譲渡	宝暦3年12月5日～天明5年11月	3年10か月	享-07、天-02	
36	表5間	桶町「米屋」長右衛門	兄からの譲渡	売却	天明5年11月～寛政元年8月22日	4年	天-04(寛-06)	
37	裏12間	おかめ	購入(27両)	売却	寛政元年8月22日～寛政3年4月朔日	1年7か月	天-04	
38		おくら	購入(21両)	母へ譲渡	寛政3年4月朔日～寛政9年12月16日	6年8か月+朔月	天-04	
39		妙喜	娘からの譲渡	売却	寛政9年12月16日～寛政10年8月8日	7か月	天-04	
40		きし	購入(40両)	×	寛政8年8月～		天-04	
41		高田甚右衛門	×	売却	～享保6年8月3日		享-08	
42	表5間	〈藤田〉孫市	購入(12両1分)	売却	享保6年8月3日～寛保2年正月24日	20年5か月	享-08	
43	裏12間1尺	竹田治右衛門	焼地購入(20両)	売却	享保2年正月24日～寛保4年10月22日	9か月	享-08	
44		清月	焼地購入(4両1分)	売却	寛保2年11月22日～寛保4年10月晦日	1年11か月	享-08	

No.	間口	名義	入手要因	手収した要因	所持年代	所持期間	出典	備考
45		右左衛門	購入(12両)	仲へ譲渡	延享元年10月晦日～宝暦年間		享-08	
46		与兵衛(→吉左衛門)	父からの譲渡	仲へ譲渡	宝暦年間～明和5年8月10日		享-08	
47		古代	父からの譲渡	×	明和5年8月10日～		享-08	
48		「指物師」源助	×	×			天・05(寛・07)	
49		伝右衛門	×	売却	～享保12年12月4日		享・09	「拾軒」
50		市兵衛	購入(10両)	売却	享保12年12月4日～享保17年5月23日	4年5か月	享・09	
51		六右衛門	購入(15両)	仲へ譲渡	享保17年5月23日～享保20年4月20日	3年10か月	享・09	
52		勝之助(→六右衛門)	父からの譲渡	売却	享保20年4月20日～寛保3年4月6日	8年11か月	享・09	
53		橋町理右衛門(→祐治)	焼地購入(1両1分)	売却	寛保3年4月6日～寛延2年2月6日	5年10か月	享・09	
54		与吉	購入(6両)	×	寛延2年2月6日～		享・09	
55		「萬屋」長三郎	×	妻へ譲渡	～寛政2年8月26日		天・06(寛・08)	
56		長三郎後家ら上	×	×	寛政2年8月26日～		天・06	
57		<指物や> 吉左衛門	×	売却	～寛保2年5月		享・10	
58		伝馬町太兵衛(→与市)	焼地購入(12両)	売却	寛保2年5月～寛延4年6月22日	9年1か月	享・10	
59		「橋町」長三郎	購入(15両)	売却	寛延4年6月22日～天明8年12月		享・10、天・05・06	
60		古渡り村「萬屋」和兵衛	購入(50両)	兄へ譲渡	天明8年12月～寛政2年8月26日	1年8か月	天・07・08(寛・09・10)	
61		古渡り村渡右衛門	弟からの譲渡	×	寛政2年8月26日～		天・07・08(寛・09・10)	
62		瀬井久右衛門	×	売却	～享保13年10月11日		享・11	
63		「指物師」基助	購入(10両)	×	享保13年10月11日～寛政元年2月24日以降		享・11、天・09(寛・11)	
64		理助	×	仲へ譲渡	～享保8年2月19日		享・12・13	
65		<萱や丁>与右衛門	父からの譲渡	売却	享保8年2月19日～享保12年8月	4年5か月	享・12・13	
66		妻12間5尺	焼地購入	妻へ譲渡	享保12年8月～享保元年7月	23年11か月	享・12・13	
67		与右衛門後家	夫からの譲渡	×	宝暦2年7月～		享・12・13	
68		九拾軒町「さのや」与右衛門	×	売却	天明9年正月月中旬以前～寛政3年5月13日		天・10・11(寛・12・13)	
69		橋町新七	購入(100両)	売却	天明9年正月月中旬以前～寛政10年7月5日	7年1か月	天・10・11	
70		下村木町登見	購入(225両)	×	寛政10年7月5日～		天・10・11	
71		<寛町> 治右衛門(→兼盛)	×	仲へ譲渡	享保20年正月以前～宝暦2年8月23日		享・14	「中ノ角西側」
72		清次郎	父からの譲渡	売却	宝暦2年8月23日～宝暦11年6月2日	8年9か月	享・14	
73		長治郎(→長右衛門)	購入(60両)	仲へ譲渡	宝暦11年6月2日～宝暦13年2月	1年7か月	享・14	
74		<米や> 長二郎(→長右衛門)	父からの譲渡	×	宝暦13年2月～		享・14	
75		玉屋町人太郎	×	×			天・12(寛・14)	
76		知清	×	売却	～享保6年6月9日		享・15	
77		長右衛門	購入(11両3分)	仲へ譲渡	享保6年6月9日～宝暦13年2月	41年7か月	享・15	
78		長右衛門	父からの譲渡	×	宝暦13年2月～		享・15	
79		玉屋町人太郎	×	×			天・13(寛・15)	
80		入左衛門	×	仲へ譲渡	～享保19年5月8日		享・16	
81		佐野新右衛門	父からの譲渡	売却	享保19年5月8日～元・3年5月11日	4年11か月	享・16	
82		吉兵衛(→吉左衛門)	購入(36両1分)	仲へ譲渡	元・3年5月11日～宝暦3年6月20日	15年1か月	享・16	
83		万之助(→吉左衛門)	父からの譲渡	祖母へ譲渡	宝暦3年6月20日～宝暦9年3月4日	5年8か月	享・16	
84		寿泉	孫からの譲渡	婿へ譲渡	宝暦9年3月4日～宝暦13年2月	3年11か月	享・16	
85		吉左衛門	義母2からの譲渡	売却	宝暦13年2月～明和5年8月18日	5年6か月	享・16	
86		<米や> 長右衛門	購入(25両)	×	明和5年8月18日～		享・16	
87		「米屋」長平	×	×			天・14(寛・16)	

近世名古屋の町人地と家屋敷所持

No.	間口	名義	入手要因	手放した要因	所持年代	所持期間	出典	備考
88		池戸式兵衛	×	売却	享保10年9月22日		享-18	
89		吉左衛門	購入(48両)	売却	享保10年9月22日～延享4年4月	21年6か月	享-18	「前」
90		吉左衛門	父からの譲渡	売却	延享4年4月～宝暦3年6月20日	6年2か月	享-18	
91	表10間	方之助(→吉左衛門)	父からの譲渡	売却	宝暦3年6月20日～宝暦9年3月4日	5年8か月	享-18	
92	表34間3尺5寸	春風	孫からの譲渡	売却	宝暦9年3月4日～宝暦13年2月	3年1か月	享-18	
93		(米や) 吉左衛門	養母?からの譲渡	×	宝暦13年2月～		享-18、天-13(寛-17)	
94		吉左衛門後家次い	夫からの譲渡	売却	寛政8年12月12日		天-15	
95		吉左衛門	養母?からの譲渡	×	寛政8年12月21日～		天-15	
96		九兵衛	母	売却	享保8年2月9日		享-17	「後」
97		九兵衛	父からの譲渡	売却	享保8年2月9日～享保12年12月15日	4年10か月	享-17	
98		秋本喜兵衛	購入(流彩)(20両)	売却	享保12年12月15日～享保14年12月8日	1年11か月	享-17	
99		秋本喜兵衛女房	夫からの譲渡	売却	享保14年12月8日～享保19年9月25日	4年9か月	享-17	
100	表1[5] 2間半	益や町庄六	購入(16両)	売却	享保19年9月25日～元文3年3月7日	3年5か月	享-17	
101		門前町半右衛門	購入(33両)	売却	元文3年3月7日～延享2年11月5日	7年7か月	享-17	
102		桶町忠右衛門	購入(20両)	一部売却	延享2年11月5日～明和7年4月27日	24年5か月	享-17	
103		「古木屋」伝蔵	購入(10両)	×	明和7年4月27日～		天-17(寛-18)	表行5間のうち2間半
104		柴田専蔵	×	×			天-17	
105		佐藤弾助	×	妻へ譲渡	享保20年正月以前～宝暦元年9月10日		享-19	「捨軒」
106	表3間	佐藤弾助後家	夫からの譲渡	売却	宝暦元年9月10日～宝暦2年9月17日	1年	享-19	
107	表14間3尺	伝蔵	購入(21両)	売却	宝暦2年9月17日～明和6年2月	15年4か月	享-19	
108		吉蔵(→「古木屋」伝蔵)	父からの譲渡	×	明和6年2月～寛政元年2月24日以降		天-16(寛-19)	
109	表2間半	組合忠右衛門	×	売却	→明和7年4月27日～		享-20	
110	表15間	伝蔵	購入(10両)	×	明和7年4月27日～		享-20、天-15(寛-18)	
111		柴田専蔵	×	×			天-15	
112		善左衛門	×	売却	→享保7年12月21日		享-21	
113	表3間	伝兵衛	購入(9両2分)	売却	享保7年12月21日～享保18年10月5日	9年9か月	享-21	
114	表15間3尺	清左衛門	購入(6両3分)	売却	享保18年10月5日～享保12年2月15日	29年4か月	享-21	
115		清蔵(→「萬屋」清左衛門)	父からの譲渡	×	宝暦12年2月15日～寛政元年2月24日以降		天-18(寛-20)	
116		長右衛門	×	売却	→享保9年4月15日		享-22	
117		関善順	購入(9両2分)	売却	享保9年4月15日～享保11年4月	1年11か月	享-22	
118		藤井市郎助	購入(9両3分)	売却	享保11年4月～享保15年12月	4年8か月	享-22	
119	表3間	庄九郎	購入(9両3分)	売却	享保15年12月～享保17年5月28日	1年5か月	享-22	
120	表15間3尺	庄太郎	父からの譲渡	売却	享保17年5月28日～享保17年閏5月3日	0か月	享-22	
121		孫次郎	購入(13両1分)	売却	享保17年閏5月3日～明和5年6月23日	37年1か月	享-22	
122		「相屋」善助	父からの譲渡	売却	明和5年6月23日～寛政11年11月22日		天-19(寛-21)	
123		清左衛門	購入(17両)	×	寛政11年11月22日～		天-19	
124		平八	×	売却	→享保8年10月26日		享-23	
125		久兵衛	購入(14両2分)	売却	享保8年10月26日～享保12年7月4日	3年8か月	享-23	
126	表4間	〈後藤〉善右衛門	盛地購入(6両)	売却	享保12年7月4日～寛保3年2月	15年6か月	享-23	
127	表15間3尺	善之助	父からの譲渡	売却	寛保3年2月～明和7年11月4日	27年9か月	享-23	
128		〈栄国寺前〉「萬屋」平兵衛	購入(11両)	×	明和7年11月4日～寛政元年2月24日以降		天-20(寛-22)	
129		権蔵	×	×			天-20	
130	表5間	利右衛門	購入	売却	享保20年正月以前～享保21年3月13日		享-24	
131	表16間	玉や丁兵衛	購入(27両)	×	享保21年3月13日～		享-24	
132		丁七(長七)	×	弟へ譲渡			享-24	

No.	開口	名義	入手要因	手放した要因	所持年代	所持期間	出典	備考
133		伝兵衛	兄からの譲渡	兄へ譲渡	明和4年2月15日～明和7年6月24日	3年4か月	享-24	
134		丁七(長七)	母からの譲渡	売却	明和7年6月24日～明和17年12月20日	5か月	享-24	
135		栄国寺門前「漆屋」平兵衛	購入(20両)	×	明和7年12月20日～		享-24、天-21(寛-23)	
136		徳左衛門後家	×	婿へ譲渡	享保7年2月10日		享-25	
137		白木平助	義母からの譲渡	売却	享保7年2月10日～享保9年10月27日	2年8か月	享-25	
138		夢四郎	購入(13両1分2釐6分)	売却	享保9年10月27日～享保9年12月6日	1か月	享-25	
139		九左衛門	購入(14両1分)	売却	享保9年12月6日～延享3年3月29日	15年3か月	享-25	
140	表5期 裏36間5尺	玉次町新平	購入(23両)	売却	延享3年3月29日～宝暦12年2月12日	21年10か月	享-25	
141		玉屋町伝兵衛	購入(14両)	姉へ譲渡	宝暦12年2月12日～明和7年6月24日	8年4か月	享-25	
142		〈大津町〉おと	弟からの譲渡	×	明和7年6月24日～		享-25	
143		「山崎屋」甚七	×	×			天-22(寛-24)	
144		八兵衛	×	売却	享保6年12月10日		享-26	
145		半四郎	購入(10両2分)	売却	享保6年12月10日～享保7年12月11日	1年	享-26	
146		基助	購入(10両2分)	売却	享保7年12月11日～享保18年12月4日	10年11か月	享-26	
147	表5期	〈魚丁〉栗田清左衛門	購入(10両)	売却	享保18年12月4日～元文4年5月16日	6年5か月	享-26	
148	裏36間5尺	舟入町加藤句当	購入(10両)	弟へ譲渡	元文4年5月16日～元文5年5月	11か月	享-26	
149		舟入町与左衛門	兄からの譲渡	売却	元文5年5月～宝暦12年閏4月23日	22か月	享-26	
150		次郎右衛門	購入(17両)	弟へ譲渡	宝暦12年閏4月23日～明和4年2月15日	4年9か月	享-26	
151		「山崎屋」清兵衛	父からの譲渡	×	明和4年2月15日～寛政元年2月24日以降		天-23(寛-25)	
152		次郎兵衛	×	売却	享保14年4月3日		享-27	
153		伊右衛門	購入(20両)	弟へ譲渡	享保14年4月3日～寛延2年5月	20年8か月	享-27	
154		徳田亀之助(→栗助)	父からの譲渡	売却	寛延2年5月～宝暦3年12月17日	4年7か月	享-27	
155		林字市右衛門	購入(11両2分)	売却	宝暦3年12月17日～享保11年9月	7年8か月	享-27	
156	表5期	富田清蔵	購入(9両)	売却	宝暦11年9月～宝暦14年2月16日	2年5か月	享-27	
157	裏36間5尺	勘左衛門	購入(9両)	妻へ譲渡	宝暦14年2月16日～明和5年6月23日	4年4か月	享-27	
158		勘左衛門女房	夫からの譲渡	売却	明和5年6月23日～明和6年12月10日	1年5か月	享-27	
159		牛込源二郎	購入(9両)	×	明和6年12月10日～		享-27	
160		「山崎屋」清兵衛	×	弟への譲渡	天明9年正月中旬以前～寛政3年正月29日		天-24(寛-26)	
161		権蔵	父からの譲渡	売却	寛政3年正月29日～文化元年5月16日	13年3か月	天-24・25	
162		貞四郎	購入(90両)	×	文化元年5月16日～		天-24・25	
163		空右衛門(→孫右衛門)	×	売却	文化元年5月16日～		享-28	
164		七左衛門	購入(9両)	妻へ譲渡	宝暦元年9月3日	8年6か月	享-28	
165		七左衛門後家	夫からの譲渡	弟へ譲渡	宝暦10年9月3日～宝暦11年3月4日	11か月	享-28	
166		七左衛門	母からの譲渡	売却	宝暦10年9月3日～宝暦11年2月	6か月	享-28	
167		町内長右衛門	購入(8両2分)	×	宝暦11年2月～宝暦11年8月2日		享-28	
168	表5期	勘左衛門	×	妻へ譲渡	宝暦11年8月2日～		享-28	
169	裏37間5尺	勘左衛門女房	夫からの譲渡	売却	明和5年6月23日		享-28	
170		牛込源二郎	購入(8両2分)	×	明和5年6月23日～明和6年12月10日	1年5か月	享-28	
171		「山崎屋」清兵衛	×	弟へ譲渡	天明9年正月中旬以前～寛政3年正月29日		享-28	
172		権蔵	父からの譲渡	売却	寛政3年正月29日～文化元年5月16日	13年3か月	天-23(寛-27)	
173		貞四郎	購入	×	文化元年5月16日～		天-24・25	
174		自菜	×	従弟へ譲渡	享保13年7月4日		享-29	
175	表5期	見徳	従兄からの譲渡	売却	享保13年7月4日～享保15年10月	2年2か月	享-29	
176	裏37間5尺	善蔵	従地購入(6両2分)	弟へ譲渡	享保15年10月～宝暦11年正月23日	30年3か月	享-29	
177		善右衛門	父からの譲渡	×	宝暦11年正月23日～		享-29	

近世名古屋の町人地と家屋敷所持

No.	間口	名義	入手要因	手放した要因	所持年代	所持期間	出典	備考
178		「木瓜屋」善藏	×	×			天・26(寛28)	備考 「寛文在中二橋裏江引越し町代役助、勘定五代二成町代」
179	表5間	七之丞	×	父への譲渡	～享保8年10月24日		享・30、31	
180	表38間	白鳥、七兵衛	×	仲からの譲渡	～享保8年10月24日～		享・30、31	
181	表5間	〈熟田白鳥〉方藏(→七兵衛)	×	父からの譲渡	～寛政9年2月朔日		天・27・28(寛・29・30)	
182	表18間2尺	古渡村新町 新兵衛	×	購入(60両)	寛政9年2月朔日～寛政9年4月11日	2か月	天・27・28	
183		丁内権吉	×	購入(65両)	寛政9年4月11日～		天・27・28	
184	表5間	佐次右衛門	×	売却	～享保12年8月23日		享・32	
185	表38間3尺	〈本丁〉次郎左衛門	×	焼地購入(5両2分)	享保12年8月23日～宝暦10年正月24日	32年5か月	享・32	
186		福島嘉九郎	購入	×	宝暦10年正月24日～		享・32	
187	★表10間 表38間3尺	伝馬町左右衛門	×	×	～寛政8年5月2日、寛政10年12月25日		(寛・31)	No.194と合筆
188	表10間→9間	掃町善兵衛	×	売却	寛政8年5月2日、寛政10年12月25日		天・29	
189	表38間3尺(→6間半)	古渡村彦兵衛	購入(37両)	×	寛政10年12月25日～		天・29・1	
190	表31間 表38間3尺	樋口甚五左衛門	購入(40両)	×	寛政8年5月2日～		天・29 - 2	
191		寛左衛門	×	売却	～享保6年11月3日		享・33	
192	表5間	本町次郎左衛門	購入(10両)	売却	享保6年11月3日～宝暦10年正月24日	38年2か月	享・33	
193	表38間2尺5寸	福島嘉九郎	購入(35両)	×	宝暦10年正月24日～		享・33	
194	★	伝馬町左右衛門	×	売却	～享保7年5月7日		(寛・31)	No.187と合筆
195		伝左衛門	×	売却	享保7年5月7日～		享・34	
196		永安之助	購入(12両2分8匁)	売却	享保7年5月7日～享保15年9月29日	8年4か月	享・34	
197	表5間	茶や丁貞松	購入(13両)	仲への譲渡	享保15年9月29日～享保17年5月	1年7か月	享・34	
198	表38間1尺	次郎左衛門(→勘分)	母からの譲渡	仲への譲渡	享保17年5月～寛延3年5月	18年1か月	享・34	
199		次郎左衛門	父からの譲渡	妻への譲渡	寛延3年5月～宝暦3年7月6日	3年2か月	享・34	
200		〈茶や丁〉次郎左衛門後家きよ	夫からの譲渡	×	宝暦3年7月6日～寛政元年2月24日以降	35年7か月以上	享・34、天・30(寛・32)	
201		茶屋町けい	×	×	～享保6年12月10日		天・30	
202		聖龜	×	弟への譲渡			享・35	
203		教順	兄からの譲渡	売却	享保6年12月10日～延享2年9月23日	24年9か月	享・35	
204	表5間	茶や町次郎左衛門(→勘分)	購入(5両)	仲への譲渡	延享2年9月23日～寛延3年5月	3年7か月	享・35	
205	表17間5尺	次郎左衛門	父からの譲渡	妻への譲渡	寛延3年5月～宝暦3年7月6日	3年2か月	享・35	
206		次郎左衛門後家きよ	夫からの譲渡	×	宝暦3年7月6日～寛政元年2月24日以降	35年7か月以上	享・35、天・31(寛・33)	
207		茶屋町けい	×	×			天・31	
208		長七	×	娘への譲渡	享保20年正月以前～元文4年10月10日		享・36	
209		いわ	父からの譲渡	売却	元文4年10月10日～寛政元年5月19日	1年7か月	享・36	
210	表4間	掃町善次郎	購入(7両2分)	×	寛政元年5月19日～		享・36	
211	表16間5尺	七左衛門	×	売却	～宝暦13年8月19日		享・36	
212		伝九郎	購入(9両)	×	宝暦13年8月19日～		享・36	
213		船岡おとよ	×	×	～寛政2年12月18日		天・32(寛・34)	
214		丁内互助	購入(16両)	売却	寛政2年12月18日～		天・32	
215		〈古渡村〉又八	×	売却	享保20年正月以前～延享3年2月25日		享・37	
216		佐兵衛	購入(9両)	弟への譲渡	延享3年2月25日～宝暦9年10月7日	13年7か月	享・37	
217	表3間	藤吉	父からの譲渡	売却	宝暦9年10月7日～宝暦10年2月	3か月	享・37	
218	表17間1尺	平田院門前 兼右衛門	購入(10両)	×	宝暦10年2月～宝暦13年9月9日	3年7か月	享・37	
219		小右衛門	×	売却	～宝暦13年9月9日		享・37	
220		又兵衛	購入(8両)	×	宝暦13年9月9日～		享・37	

No.	間口	名義	入手要因	手放した要因	所持年代	所持期間	出典	備考
221		「せんご屋」又右衛門	×	売却	天明9年正月月中旬以前～寛政12年2月6日		天-33(寛-33)	
222		脇助	購入(22両2分)	売却	寛政12年2月6日～		天-33	
223		およし	購入	×			天-33	
224		伊兵衛	×	売却	～享保13年4月12日		享-38	
225		七左衛門母	焼地購入(3両1分)	売却	享保13年4月12日～享保17年5月10日	4年	享-38	
226		又三郎	購入(12両2分)	売却	享保17年5月10日～寛政元年6月4日	9年1か月	享-38	
227		宮町清六	購入(19両)	売却	寛政元年6月4日～延享2年6月7日	4か月	享-38	
228	表3間	藤助	購入(10両)	売却	延享2年6月7日～宝暦5年3月19日	9年9か月	享-38	
229	表6間半	日置村忠藏	購入(流家)(11両)	売却	宝暦5年3月19日～宝暦6年5月7日	1年1か月	享-38	
230		伝兵衛(→伝藏)	購入(5両3分)	売却	宝暦6年5月7日～明和元年12月	8年6か月	享-38	
231		〔日置村〕与平	×	×	明和元年12月～		享-38	
232		〔軍屋〕文六	×	×			天-34(寛-36)	
233		およし	×	×			天-34	
234		与兵衛	×	売却	～享保15年12月7日		享-39	
235		善吉	焼地購入(8両)	売却	享保15年12月7日～享保19年9月1日	3年8か月	享-39	
236	表5間	伝兵衛	購入(9両)	売却	享保19年9月1日～元文5年10月19日	7年1か月	享-39	
237	表7間2尺	吉之助	購入(11両)	売却	元文5年10月19日～		享-39	
238		〔御屋〕およし	×	売却	～寛政4年5月23日		天-35(寛-37)	
239		庄吉	購入(31両)	×	寛政4年5月23日～		天-35	
240		孫九郎	×	売却	享保20年正月以前～寛延2年3月21日		享-40-1	
241	表5間	善吉	購入(18両)	×	寛延2年3月21日～		享-40-1	
242	表3間2尺1寸6分	〔御屋〕およし	×	売却	～寛政4年5月23日		天-36(寛-38)	
243		庄吉	購入(31両)	×	寛政4年5月23日～		天-36	
244	表2間	孫九郎	×	売却	享保20年正月以前～延享2年3月4日		享-40-2	
245	表2間4尺3寸4分	善吉	購入(9両2分)	×	延享2年3月4日～		享-40-2	
246	表2間4尺3寸4分 裏3間2尺1寸6分	〔御屋〕およし	×	×			天-37(寛-39)	
247		孫九郎	×	売却	～享保16年11月11日		享-41	〔掛所・通北側〕
248	表2間4尺3寸4分	長七	購入(12両2分)	売却	享保16年11月11日～享保18年7月1日	1年7か月	享-41	
249	裏10間	善吉	購入(15両)	×	享保18年7月1日～		享-41	明和元年12月、2間5尺×5間2尺追加購入
250		〔御屋〕およし	×	×			天-38(寛-40)	
251		孫九郎	×	売却	～享保16年11月11日		享-42	
252	表2間4尺3寸4分	古渡り善六	購入(12両2分)	売却	享保16年11月11日～享保20年2月18日	3年2か月	享-42	
253	裏10間	八左衛門後家	購入(25両)	仲へ譲渡	享保20年2月18日～延享3年2月晦日	11年	享-42	
254		〔録木屋〕惣助	母からの譲渡	×	延享3年2月晦日～寛政元年2月24日以降		天-39(寛-41)	明和元年12月、2間5尺×6間追加購入
255		孫九郎	×	売却	～享保16年11月11日		享-43	
256		張七	購入(12両2分)	売却	享保16年11月11日～享保17年4月19日	5か月	享-43	
257		六兵衛	購入(15両2分)	売却	享保17年4月19日～享保19年4月4日	2年11か月	享-43	
258	表2間4尺3寸4分	新兵衛	購入(45両)	売却	享保19年4月4日～延享4年11月	14年6か月	享-43	
259	裏10間	岡戸仁左衛門	購入(35両)	弟へ譲渡	延享4年11月	0か月	享-43	
260		〈海老や町伊藤 宗伯(→「海老屋町伊藤宗伯」)	兄からの譲渡	売却	延享4年11月～寛政2年2月9日	42年3か月	天-40(寛-42)	
261		忠兵衛	購入(27両)	娘へ譲渡	寛政2年2月9日～寛政4年2月朔日	1年11か月	天-40	
262		忠兵衛女房はつ	夫からの譲渡	娘へ譲渡	寛政4年2月朔日～寛政13年6月22日	9年1か月	天-40	
263		この	母からの譲渡	×	寛政13年6月22日～		天-40	

No.	間口	名義	入手要因	手放した要因	所持年代	所持期間	出典	備考
264		市左衛門	×	仲へ譲渡	享保20年正月以前～元文元年12月20日		出典	備考
265		市左衛門	父からの譲渡	売却	元文元年12月20日～元文2年2月8日	2年1か月	享-44	「掛所・通南側」
266	表3間2尺1寸7分	同町兵衛	購入(12間3分)	父への譲渡	元文2年2月8日～延享2年7月5日	8年4か月	享-44	
267	表3間	伝吉	仲からの譲渡	売却	延享2年7月5日～寛政元年5月20日	5年10か月	享-44	
268		「狸白屋」新右衛門	購入(11間)	×	寛政4年5月20日～寛政元年2月24日以降		天-41(寛-43)	「間口三間三分六厘二毛」
269		市左衛門	×	売却	～享保13年6月3日		享-45	享保15年戊戌3月、裏4間1尺5寸追加購入
270		長左衛門	焼地購入(6間2分)	仲へ譲渡	享保13年6月3日～延享2年2月19日	16年8か月	享-45	
271		半七(→長左衛門)	父からの譲渡	売却	延享2年2月19日～寛政元年9月20日	3年7か月	享-45	
272	表3間2尺1寸7分	同町善吉	購入(22間)	売却	寛延元年9月20日～寛延2年3月21日	6か月	享-45	
273	表3間	半平	購入(25間2分)	×	寛延2年3月21日～		享-45	
274		「布袋屋」喜八	×	売却	天明9年正月月中旬以前～享和2年11月22日		天-42(寛-44)	
275		清七	購入(流れ)	売却	享和2年11月22日～享和3年閏正月29日	2か月	天-42	
276		新右衛門	購入(40間)	×	享和3年閏正月29日～		天-42	
277		市左衛門	×	売却	～享保13年6月3日		享-46	
278		彦右衛門	焼地購入(6間2分)	仲へ譲渡	享保13年6月3日～寛保2年7月29日	14年1か月	享-46	享保15年戊戌3月、裏4間1尺5寸追加購入
279	表3間2尺1寸7分	彦八	父からの譲渡	母への譲渡	寛保2年7月29日～寛延2年4月25日	6年8か月	享-46	
280	表3間	彦右衛門後家	仲からの譲渡	売却	寛延2年4月25日～宝暦3年6月23日	4年1か月	享-46	
281		与七	購入(19間)	売却	宝暦3年6月23日～宝暦9年2月17日	5年7か月	享-46	
282		「立田屋」新平	購入(20間)	×	宝暦9年2月17日～寛政元年2月24日以降		天-43(寛-45)	
283		武兵衛	×	売却	～享保7年12月27日		享-47	
284		九兵衛	購入(9間2分)	仲へ譲渡	享保7年12月27日～享保20年12月23日	12年11か月	享-47	享保15年戊戌3月、裏4間5寸追加購入
285		政次郎	父からの譲渡	売却	享保20年12月23日～延享5年6月3日	13年5か月	享-47	
286	表3間1尺6寸	同町源六	購入(11間1分)	売却	延享5年6月3日～宝暦14年2月12日	15年8か月	享-47	
287	表3間	忠助(→おぎん)	購入(30間)	売却	宝暦14年2月12日～明和9年8月18日	8年6か月	享-47	
288		新藏	購入(25間)	売却	明和9年8月18日～天明9年正月24日	16年5か月	享-47、天-42	
289		同町(美濃屋)おりせ	購入(25間)	姉へ譲渡	天明9年正月24日～寛政2年正月	1年	天-41(寛-46)	
290		おいき	妹からの譲渡	弟へ譲渡	寛政2年正月～寛政8年5月下旬	6年4か月	天-41	
291		間吉	姉からの譲渡	×	寛政8年5月下旬～		天-44	
292	表3間4寸	武兵衛	×	売却	～享保7年12月27日		享-48	
293	表3間	六兵衛	購入(23間1分)	兄へ譲渡	享保7年12月27日～元文2年6月24日	14年6か月	享-48	
294	表3間5寸	「飛騨屋」久七	弟からの譲渡	×	元文2年6月24日～寛政元年2月24日以降		天-45(寛-47)	
295		武兵衛	×	売却	～享保7年12月24日		享-49	「拾軒」
296		佐助	購入	×	享保7年12月24日～		享-49	
297	表3間4尺4寸	久右衛門	×	仲へ譲渡	～宝暦11年2月		享-49	
298	表3間	庄右衛門	父からの譲渡	売却(流れ)	宝暦11年2月～		享-49	
298		庄右衛門	購入(流れ)	×	明和7年8月29日～寛政元年2月24日以降		天-46(寛-48)	
299		「萬屋」新藏	購入(流れ)	×	～享保11年7月9日		享-50	
300		清六	×	売却	～享保11年7月9日		享-50	
301	表3間	長右衛門	購入(24間2分)	売却	享保11年7月9日～宝暦2年10月	26年2か月	享-50	享保19年寅12月、裏行5間追加購入
302		「萬屋」新藏	購入(15間)	×	宝暦2年10月～寛政元年2月24日以降		天-47(寛-49)	
303	表3間	分之右衛門	×	売却	～享保6年7月26日		享-51	

No.	開口	名義	入手要因	手放した要因	所持年代	所持期間	出典	備考
304		〈御園下新町〉 権左衛門	購入(11両)	妻へ譲渡	享保6年7月26日～享保20年12月	14年4か月	享-51	
305		権左衛門後家	夫からの譲渡	仲へ譲渡	享保20年12月～宝暦元年9月	15年10か月	享-51	享保19年寅12月、義行5間追加購入
306		与兵衛	母からの譲渡	売却	宝暦元年9月～宝暦8年4月29日	6年7か月	享-51	
307		「両屋」新藏	購入(14両2分)	×	宝暦8年4月29日～寛政元年2月29日以降		天-48(寛-50)	
308		久平	×	売却	～元文2年9月23日		享-52	
309		同町長七	購入(14両3分)	婿へ譲渡	元文2年9月23日～元文5年正月26日	2年4か月	享-52	
310		善左衛門	義父からの譲渡	売却	元文5年正月26日～寛保2年8月	2年6か月	享-52	
311	表2間半	橋町利吉	購入(8両1分)	父への譲渡	寛保2年8月～延享2年8月17日	3年	享-52	
312	裏3間	伝兵衛	仲からの譲渡	仲へ譲渡	延享2年8月17日～延享4年8月	1年11か月	享-52	
313		伝兵衛	父からの譲渡	仲へ譲渡	延享4年8月～宝暦12年2月4日	15年2か月	享-52	
314		伝藏(→伝兵衛)	父からの譲渡	×	宝暦12年2月4日～		享-52	
315		伝馬町佐左衛門	×	×			天-49(寛-51)	
316		権左衛門	×	仲へ譲渡	～享保9年9月25日		享-53	
317	表38間 裏30間	〈上御園町〉 権左衛門	父からの譲渡	×	享保9年9月25日～寛延2年以降		享-53	「掛所連東御角」 寛延元年10月、東西7間×南北 2間追加購入
318		練馬町長左衛門	×	×			天-50(寛-52)	裏東西7間×南北2間追加購入
319		武兵衛	×	売却	～享保12年5月4日		享-54	
320	表3間	知多郡坂山新田七左衛門	購入(23両)	仲へ譲渡	享保12年5月4日～延享5年2月	20年8か月	享-54	
321	裏13間	善吉	父からの譲渡	売却	延享5年2月～寛延元年10月11日	8か月	享-54	
322		権左衛門	購入(9両)	×	寛延元年10月11日～		享-54	
323		練馬町長左衛門	×	×			天-51(寛-53)	
324		伝吉	×	売却	～享保8年6月8日		享-55	
325		文九郎	購入(10両)	売却	享保8年6月8日～享保8年12月17日	6か月	享-55	
326		金左衛門	購入(8両)	仲へ譲渡	享保8年12月17日～延享2年7月5日	21年6か月	享-55	
327		金三郎	父からの譲渡	売却	延享2年7月5日～延享3年4月15日	9か月	享-55	
328	表3間半	伝吉	購入(10両)	売却	延享3年4月15日～寛延2年10月17日	3年6か月	享-55	
329	裏15間	善七	購入(6両)	売却	寛延2年10月17日～宝暦6年11月11日	7年	享-55	
330		善助	購入(6両1分)	売却	宝暦6年11月11日～宝暦8年6月13日	1年7か月	享-55	
331		山田茂左衛門(→道仙)	購入(6両2分)	×	宝暦8年6月13日～		享-55	
332		「万屋」新藏	×	売却	天明9年正月中旬以前～寛政8年12月25日		天-52(寛-54)	
333		三右衛門	購入(20両)	×	寛政8年12月25日～		天-52	
334		金左衛門	×	売却	～享保8年6月8日		享-56	
335		文九郎	購入(16両)	売却	享保8年6月8日～享保8年12月17日	6か月	享-56	
336		金左衛門	購入(12両)	仲へ譲渡	享保8年12月17日～延享2年7月5日	21年6か月	享-56	
337		金三郎	父からの譲渡	売却	延享2年7月5日～延享3年4月15日	9か月	享-56	
338	表3間半	伝吉	購入(10両)	売却	延享3年4月15日～寛延4年5月20日	5年1か月	享-56	
339	裏23間	与右衛門	購入(6両3分)	娘へ譲渡	寛延4年5月20日～宝暦6年8月	1年4か月	享-56	
340		衆人	父からの譲渡	売却	宝暦6年8月～宝暦7年12月22日		享-56	
341		市兵衛	購入(6両3分)	売却	宝暦7年12月22日～宝暦13年8月28日	5年8か月	享-56	
342		林吉	購入(8両3分)	×	宝暦13年8月28日～		享-56	
343		「ふや」長次郎	×	×			※(寛-55)	
344		橋町	×	×	～元文4年6月5日		享-57	
345	表3間	善藏	×	売却	元文4年6月5日～宝暦12年7月28日	23年1か月	享-57	
346	裏8間	占渡村久三郎(→後家)	購入(8両3分)	売却	宝暦12年7月28日～天明7年9月8日	8年1か月	享-57	
347		源兵衛	購入(10両)	妻へ譲渡	天明7年9月8日～		享-57	

近世名古屋の町人地と家屋敷所持

No.	間口	名義	入手要因	手放した要因	所持年代	所持期間	出典	備考
348		後家寸ミ	夫からの譲渡	売却	～安永6年3月20日		享57	
349		古渡兵治	購入(7間)	売却	安永6年3月20日～天明2年7月27日	5年4か月	享57	
350		「橋屋」幸右衛門	購入(7間)	×	天明2年7月27日～寛政元年2月24日以降		※(寛56)	「橋町芝居地之内」[捨軒]
351	表22間	善藏	×	売却	享保15年12月21日		享58	
352	表8間	称名院	空地購入(25間)	売却	享保15年12月21日～享保17年閏5月6日	1年4か月	享58	
353	表22間(+6間4尺5寸)	善吉	購入(82間)	売却	享保17年閏5月6日～元文元年12月21日	5年7か月	享58	
354	表22間(+6間4尺5寸)	(古渡村)文八(→「大坂屋」文市)	購入(82間)	売却	元文元年12月21日～寛政8年12月25日		享58-1、天53(寛57)	
355	表8間	藤八	購入(42間)	×	寛政8年12月25日～		天53	
356	表15間2尺(-5間2尺)	長右衛門	購入(40間)	×	寛延2年4月3日～		享58-2-1	
357	表8間	橋屋幸右衛門	×	売却	天明9年正月月中旬以前～寛政元年4月14日		天55(寛59)	
358	表10間	幸右衛門	購入(16間)	×	寛政元年4月14日～		天55(寛59)	
359	表10間	加藤左衛門	購入(14間)	×	宝暦8年6月28日～		享58-2-2	
360	表8間	村瀬龍左衛門	×	×	天明8年6月28日～		天54(寛58)	
361	表6間半	砂坂	×	×	享保7年2月10日		享59	
362	表30間	くり(→「崇寛寺くり」)	親からの譲渡	×	享保7年2月10日～天明9年正月月中旬	66年10か月	享58、天56	
363	表30間	崇寛寺	×	×	天明9年正月月中旬		(寛60)	
364	表6間半	崇寛寺	×	×			享60-1、(寛61)	
365	表6間半	くり	×	×			享60-2	
366	表6間半	くり	×	×	～天保9年正月月中旬		天57	
367	表6間半	崇寛寺	×	×	～寛政元年2月24日以降		(寛61)	
368		まき	×	妹へ譲渡	～享保9年12月		享61	「楽国寺北東角」
369	表7間半	とよ	姉からの譲渡	売却	享保9年12月～享保14年閏9月11日	4年9か月	享61	
370	表30間	古渡り助右衛門	購入(52間)	売却	享保14年閏9月11日～元文6年2月15日	11年4か月	享61	
371	表30間	橋町新三郎	空地購入(13間)	妻へ譲渡	元文6年2月15日～寛延4年2月29日	10年	享61	
372		新三郎後家	夫からの譲渡	売却	寛延4年2月29日～宝暦5年4月10日	4年1か月	享61	
373		本町「駒屋」源兵衛	購入(65間)	×	宝暦5年4月10日～寛政元年2月24日以降		天58(寛62)	
374		義平	×	弟へ譲渡	享保13年7月19日		享62	「武軒役」
375		河瀬義右衛門	父からの譲渡	弟へ譲渡	享保13年7月19日～享保13年7月20日	0か月	享62	
376	表10間	義七	父からの譲渡	売却	享保13年7月20日～寛政元年10月19日	13年2か月	享62	
377	表30間	駿河町作兵衛	空地購入(30間)	売却	寛政元年10月19日～同年11月9日	0か月	享62	
378		早川文之右衛門	空地購入(10間)	売却	寛政元年11月9日～宝暦5年8月28日	13年9か月	享62	
379		西村喜藤治	購入(34間)	×	宝暦5年8月28日～		享62	
380		金塚町西村入九郎	×	×			天59(寛63)	
381		善兵衛	×	娘へ譲渡	～享保3年11月晦日		享63	
382		おき	父からの譲渡	夫への譲渡	寛保3年11月晦日～宝暦7年5月25日	14年6か月	享63	
383		勘六	妻からの譲渡	売却	宝暦7年5月25日～宝暦7年6月13日	0か月	享63	
384	表5間	同町与八	購入(10間)	売却	宝暦7年6月13日～宝暦11年8月5日	4年1か月	享63	
385	表30間	吉村九郎右衛門	購入(13間)	×	宝暦11年8月5日～		享63	
386		竹次郎	×	売却	～天明8年10月6日		享63	
387		同町(橋町表町)権藏	購入(21間)	売却	天明8年10月6日～寛政元年2月13日	4か月	天60・61(寛64)	
388		同町河尻九郎右衛門	購入	弟へ譲渡	寛政元年2月13日～寛政3年正月29日	1年11か月	天60・61	
389		河原九平	父からの譲渡	×	寛政3年正月29日～		天60・61	

No.	間口	名義	入手要因	手放した要因	所持年代	所持期間	出典	備考
390	間口							
391	表5間	助右衛門	×	弟へ譲渡	～享保12年7月4日		享64	
392	裏7間	伝兵衛	兄からの譲渡	売却	享保12年7月4日～享保17年10月9日	5年3か月	享64	
393	表1間	覚左衛門	購入(17間)	売却	享保17年10月9日～享保18年12月3日	1年1か月	享64	
394	表1間	念仏堂白淳	購入(6間)	×	享保18年12月3日～		享64-1	
395	表5間	五条町善助	購入(11間)	売却	享保18年12月3日～享保19年12月27日	1年	享64-2	5間×13間を購入
396	表4間	庄兵衛	購入(11間)	売却	享保19年12月27日～享保20年3月21日	2か月	享64-2	
397	表4間	又五郎	父への譲渡	売却	享保20年3月21日～元文4年2月24日	4年11か月	享64-2	
398	裏7間	九左衛門	仲からの譲渡	売却	元文4年2月24日～寛保元年8月7日	2年5か月	享64-2	
399	裏7間	玉や町新平	購入(5間)	売却	寛保元年8月7日～寛延2年4月2日	7年8か月	享64-2	
400		長右衛門(→休心)	購入(9間)	売却	寛延2年4月2日～宝暦11年2月6日	11年9か月	享64-2	
401		ふみ	兄からの譲渡	売却	宝暦11年2月6日～同年8月5日	5か月	享64-2	
402		吉村九郎右衛門	購入(7間)	×	宝暦11年8月5日～		享64-2	
403	表5間	竹次郎	×	×	天明8年10月6日		天60・61	
404	裏7間	同町稚蔵	購入	売却	天明8年10月6日～寛政元年2月13日	4か月	天60・61(寛65)	
405		同町河原九郎右衛門	父からの譲渡	×	寛政元年2月13日～寛政3年正月29日	1年11か月	天60・61	
406		河原九平	父からの譲渡	×	寛政3年正月29日～		天60・61	
407	表1間	伯祖	×	?へ譲渡	～享保9年6月4日		享65	「元五間」
408		白淳	?からの譲渡	弟へ譲渡	享保9年6月4日～享保7年3月4日	32年9か月	享65	
409		淳忠(→「念仏堂」)	師からの譲渡	×	宝暦7年3月4日～		天62(寛66)	
410		善助	購入(2両3分)	売却	～宝暦9年11月28日		享66	「捨軒」
411	表4間	末廣町裏助助	購入(7間)	売却	宝暦9年11月28日～明和4年3月28日	7年4か月	享66	
412	裏6間	大津丁彦兵衛	×	売却	明和4年3月28日～		享66	
413		清八	購入(5間)	×	～寛政元年10月13日		天63(寛67)	
414		徳部	×	売却	寛政元年10月13日～		天63	
415		与兵衛	購入(24両)	売却	～享保18年12月28日		享67	「捨軒」
416	表5間	要左衛門	購入(20両)	売却	享保18年12月28日～元文元年8月29日	3年8か月	享67	
417	裏20間	清右衛門	明地購入	×	元文元年8月29日～寛延3年2月28日	13年5か月	享67	
418		「大坂屋」文蔵	×	売却	寛延3年2月28日～		享67	
419		和八	購入(25両)	×	～寛政3年8月12日		天64(寛68)	
420		半六後家	×	仲へ譲渡	寛政3年8月12日～		天64	
421		半右衛門	母からの譲渡	売却	～享保8年10月21日		享68	
422		善助(→善十郎)	購入(15両2匁5分)	弟へ譲渡	享保8年10月24日～享保19年5月29日	10年7か月	享68	
423		又次郎	兄からの譲渡	売却	享保19年5月29日～元文3年5月1日	4年11か月	享68	
424	表5間	京町次郎兵衛	母地購入(10両)	売却	元文3年5月1日～元文6年正月21日	2年8か月	享68	
425	裏20間	白淳	購入(1両3分)	売却	元文5年正月21日～寛延元年12月	7年10か月	享68	
426		島森村善助(→善七)	購入(1両3分)	売却	寛延元年12月～寛延3年10月11日	1年10か月	享68	
427		甚七女房	夫からの譲渡	売却	明和4年4月～明和5年3月29日	16年5か月	享68	
428		米や長右衛門	購入(13両)	×	明和5年3月29日～		享68	
429		大坂屋文蔵	×	×			※(寛69)	
430	表8間	与八郎	×	妻へ譲渡	～元文2年12月9日		享69	
431	裏20間	与八郎後家	夫からの譲渡	仲へ譲渡	元文2年12月9日～宝暦4年8月	16年8か月+4週月	享69	
432		清四郎	母からの譲渡	×	宝暦4年8月～		享69	
433	表3間	米屋与八	×	×			※(寛70)	

No.	間口	名義	取得した要因	入手要因	所持年代	所持期間	出典	備考
434	表3間半 裏20間	「米屋」おぬい	×	×			天65(寛71)	
435		佐兵衛	×	仲へ譲渡	～享保13年9月25日		享70	
436	表3間2尺	佐平次	父からの譲渡	売却	享保13年9月25日～元文5年12月19日	12年2か月	享70	
437	裏12間	小牧町伝藏	購入(8両2分)	売却	元文5年12月19日～元文6年正月16日	0か月	享70	
438		富沢町彦九郎	焼地購入(2両)	×	元文6年正月16日～		享70	
439		与八郎(米屋)与八)	×	×			天66(寛72)	
440		佐々泰衛	×	売却	～享保14年10月18日		享71	他に東西8間×南北3間2尺の明地がある旨の記載あり
441	表4間4尺5寸	《富沢町》彦九郎	購入(40両)	売却	享保14年10月18日～宝暦9年正月晦日	29年3か月	享71	
442	裏20間	堀江町茂右衛門	購入(5両2分)	兄へ譲渡	宝暦9年正月晦日～明和8年6月21日	12年5か月	享71	
443		平田徳助	弟からの譲渡	×	明和8年6月21日～		享71	
444		「川岸屋」清兵衛	×	×			天67(寛73)	
445		平八	×	売却	享保20年正月以前～寛政元年5月19日		享72	
446	表7間半	古渡り村助右衛門	焼地購入(40両)	仲へ譲渡	寛政元年5月19日～延享3年3月11日	4年9か月	享72	
447	裏20間	仙助	父からの譲渡	売却	延享3年3月11日～宝暦6年12月27日	10年9か月	享72	
448		御園下午之助	購入(52両)	売却	宝暦6年12月27日～宝暦7年2月21日	1か月	享72	
449		本町「駒屋」源兵衛	購入(48両)	×	宝暦7年2月21日～寛政元年2月24日以降		天68(寛74)	

※享保二十年乙卯正月「橋町裏町家並間口裏行之帳」(徳川林政史研究所収集史料4336)、天明九年己酉正月中旬改「橋町裏町家並間口裏行之帳」(徳川林政史研究所収集史料4336)、寛政元年己酉二月廿四日「橋町裏町家並御改帳」(徳川林政史研究所収集史料4338)をもとに作成した。

※所持者名は、〈古渡村〉又八(→「大坂屋」又市)のように記載した。〈 〉は享保期家並帳の貼紙記載情報、(→)は改名後の名前、「」は寛政期家並帳の記載情報を示す。

※女性は大字で示した。  
 ※出典欄の「※」は、天明9年「橋町裏町間口裏行之帳」に記載がないが、寛政元年のものに記載がみられた人物である。  
 ※重複(同一人物が2か所の家屋敷を同時に入手したもの)はグレーで示した。